

ふじのくに

若年性認知症支援ガイドブック

富国有徳の理想郷—しずおか



Shizuoka Prefecture

若年性認知症の支援にあたって

1. 相談者の話をよく聴きましょう。

2. 相談者の置かれた状況を把握しましょう。

～認知症と診断されているか、まだ受診していないかなど～

3. 相談者が何に困っているか理解しましょう。

～心配なので受診したい、経済的なことで将来が心配など～

4. 相談を受ける方は、このガイドブックに目を通しておいください。

相談対応時には、相談者の状況やニーズに応じ、P1～2の早見表を参考に適切な制度やサービスの情報をわかりやすく説明しましょう。

一度に説明すると混乱する場合もあるので、必要な事項から順に説明しましょう。

はじめに

「若年性認知症」は、65歳未満の方が発症する認知症であり、いわゆる働き盛りで発症することから、就労や日常生活への影響など、高齢期の認知症とは異なる課題が生じます。

厚生労働省が、平成27年1月に策定した「認知症施策推進総合戦略」（新オレンジプラン）においても、施策推進の7本柱の1つとして、“若年性認知症施策の強化”が掲げられています。

本県では、県内の若年性認知症の方や御家族の生活実態に加えて、医療機関・介護事業所等における対応状況などを把握するため、平成26年度に「静岡県若年性認知症実態調査」を実施し、平成27年5月に公表いたしました。調査の結果、若年性認知症に対する相談・支援体制が不十分なことや、発症後の就労支援の不足等が明らかになったことからこれらの課題に対応するため、このたび、若年性認知症の方や御家族の生活を支える様々な支援や制度、相談窓口等に関する情報をまとめた「ふじのくに 若年性認知症支援ガイドブック」を作成いたしました。

このガイドブックの作成にあたっては、認知症の人と家族の会静岡県支部をはじめ、社会福祉法人 仁至会認知症介護研究・研修大府センターなど多くの関係者の皆様に御協力いただきましたことに改めて御礼申し上げます。

若年性認知症の方と御家族が適切な支援を受け、住み慣れた地域で安心して暮らしていただくことができるように、相談支援機関の関係者など幅広い方々にこのガイドブックを利用していただければ幸いです。

平成28年3月

静岡県健康福祉部福祉長寿局長寿政策課



～目次～

はじめに

1 相談・対応支援や制度・サービスの早見表	1
2 若年性認知症の基礎知識	3
3 早期発見のための留意点	4

第1章 若年性認知症について

1 基本事項の理解	6
(1) 原因となる疾患と特徴的な症状	6
(2) 高齢者の認知症との違い	8
(3) 若年性認知症とうつ病（状態）との違い	9
(4) 軽度認知障害（MCI）	9
2 静岡県若年性認知症実態調査結果	10
(1) 調査方法	10
(2) 一次調査結果の概要	10
(3) 二次調査結果の概要	11
3 若年性認知症本人・家族・支援者の声	13

<コラム①> 若年性認知症への支援事例

<コラム②> 若年性認知症の人と家族への支援 ～若年性認知症コールセンターについて～

認知症介護研究・研修大府センター 研究部長 小長谷 陽子 氏

4 相談対応のポイント	17
(1) 認知症の人の家族の心理状態	17
(2) 親が認知症である子どものこと	18
(3) 認知症と診断された人の心理状態	19

第2章 活用できる支援や制度（サービス）

1 最初の相談先	21
2 介護保険サービス	22
(1) 申請～利用までの手続き	22
(2) サービス内容	23
3 障害福祉サービス	25
(1) 障害者手帳（身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳）	25
(2) 障害者総合支援法によるサービス	25
(3) 障害者のための相談窓口	27

4	経済的な支援・制度	28
(1)	自立支援医療（精神通院医療）	28
(2)	高額療養費制度	28
(3)	高額介護サービス費	28
(4)	高額医療・高額介護合算療養費制度	28
(5)	重度心身障害者医療費助成	28
(6)	傷病手当金	28
(7)	障害年金	29
(8)	特別障害者手当	29
(9)	雇用保険制度	29
(10)	税金の控除	30
(11)	国民年金保険料の免除制度	30
(12)	国民健康保険料（税）の減免	30
(13)	生活保護制度	30
(14)	生活困窮者自立支援制度	30
(15)	生活福祉資金貸付制度	31
(16)	子どもの就学資金	31
第3章	就労支援	32
(1)	医療機関のソーシャルワーカー	33
(2)	ハローワーク（公共職業安定所）	33
(3)	地域障害者職業センター	33
(4)	障害者就業・生活支援センター	33
(5)	障害者働く幸せ創出センター	33
第4章	家族への支援・制度	34
(1)	公益社団法人 認知症の人と家族の会	35
(2)	静岡県認知症コールセンター	35
(3)	その他の認知症コールセンター	35
(4)	介護マーク	36
(5)	日常生活自立支援事業・成年後見制度	36
(6)	相談できる医療機関等	37
(7)	受診する際のポイント	39
第5章	その他のサービス	40
(1)	生命保険の受取・住宅ローンの支払免除	41
(2)	静岡県ゆずりあい駐車場制度	41
(3)	車の運転	42
(4)	ふじのくに型福祉サービス	43
(5)	認知症カフェ	43
第6章	相談窓口の紹介	44

1 相談・対応支援や制度・サービスの早見表

～本人の生活状態に沿って制度やサービスの情報を提供しましょう～

就業者

(気づき～就業継続中)

認知症を疑ったら

- 医療機関受診
 - ・かかりつけ医 (P37)
 - ・認知症サポート医 (P38)
 - ・認知症疾患医療センター (P38・P68)
- 相談窓口
 - ・地域包括支援センター (P21・P64～P67)
 - ・医療機関のソーシャルワーカー (P21)
 - ・静岡県認知症コールセンター (P35)
 - ・その他の認知症コールセンター (P35)
 - ・認知症の人と家族の会 (P35)
 - ・認知症初期集中支援チーム (P39)

診断を受けたら

- 就労継続を支援
 - ・障害者手帳 (P25)
 - ・企業の障害者雇用 (P21)
- 経済的支援
 - ・自立支援医療 (P28)
 - ・高額療養費 (P28)
 - ・高額介護サービス費 (P28)
 - ・高額医療・高額介護合算療養費制度 (P28)
 - ・傷病手当金 (P28)
 - ・障害年金 (P29)



生活支援

- ・介護保険サービス (P22)
- ・成年後見制度 (任意) (P36)
- ・生活困窮者自立支援制度 (P30・P61)

退職後

(退職～居場所づくり)

退職したら

- 経済的支援
 - ・雇用保険 (P29)
 - ・税金の控除 (P30)
 - ・国民年金保険料の免除制度 (P30)
 - ・国民健康保険料 (税) の減免 (P30)
 - ・生命保険 (P41)
 - ・住宅ローン (P41)

配置
転換
など

- 就労支援
 - ・医療機関のソーシャルワーカー (P33)
 - ・ハローワーク (P33)
 - ・地域障害者職業センター (P33)
 - ・障害者就業・生活支援センター (P33)
 - ・障害者働く幸せ創出センター (P33)

居場所がほしい

- <介護保険法によるサービス>
 - ・デイサービス、デイケア (P23)
 - ・ショートステイ (P23)
 - ・施設入所 (P24)
- <障害者総合支援法によるサービス>
 - ・就労継続支援 A・B 型 (P26)
- <その他>
 - ・認知症の人と家族の会 (P35)
 - ・ふじのくに型福祉サービス (P43)
 - ・認知症カフェ (P43)

- ・日常生活自立支援事業 (P36) ・生活保護制度 (P30・P60) ・介護マーク (P36)
- ・静岡県ゆずりあい駐車場制度 (P41) ・子どもの就学資金 (P31)
- ・生活福祉資金貸付制度 (P31) ・成年後見制度 (法定) (P37)

2 若年性認知症の基礎知識

認知症とは、いったん正常に発達した知的機能が持続的に低下して、複数の認知機能障害があるために社会生活に支障をきたすようになった状態です。

認知機能障害の中でも記憶障害が中心となる症状で、早期に出現することが多くみられます。認知症には、認知機能障害そのものである中核症状（記憶障害・見当識障害・失語・失認・失行など）と、妄想・幻覚・抑うつ・多幸・興奮・徘徊などの行動・心理症状（BPSD）があり、介護・医療の現場では後者の方がしばしば問題となります。

65歳未満で発症した認知症を「若年性認知症」と言い、働き盛りの世代で発症するため、本人だけでなく、介護する家族の生活にも影響が大きくなると言われています。

平成21年3月に厚生労働省が発表した調査では、18～64歳人口における人口10万人当たりの若年性認知症者数は、47.6人で、男性57.8人、女性36.7人と男性に多く見られています。また、全国における若年性認知症者数は、約37,750人と推計され、これを本県に当てはめると、約1,000人余と推計されます。

<若年性認知症に関する調査結果>

○厚生労働省（平成21年3月公表）

《アドレス》<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/03/h0319-2.html>

○静岡県調査（平成27年5月公表）

《アドレス》<https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-210/chouju/index.html>

<若年性認知症支援に関するハンドブック>

社会福祉法人仁至会 認知症介護研究・研修大府センターでは、若年性認知症コールセンターの運営や、若年性認知症についての本人・家族、支援者用のガイドブックを作成しています。

若年性認知症ハンドブック



若年性認知症支援ガイドブック



※認知症介護情報ネットワークホームページより無料ダウンロードができます。
(<https://www.dcnet.gr.jp/support/research/center/>)

3 早期発見のための留意点

日常生活において、認知症と気付くポイントや留意すべき点を理解しましょう。

- 同じことを何度も聞く
- 伝言したことがうまく伝わらない
- 電車・バスで乗る駅や降りる駅が分からなくなる
- よく知っている道なのに迷ってしまう
- 通帳、印鑑、財布などをよく失くし、家族が盗ったという
- いつも同じ服を着て着替えたがらない
- 家電製品の使い方がわからない
- テレビや新聞を見なくなる、関心がなくなる
- 風呂に入りたがらない
- 好きだった趣味の活動をしなくなる
- 鍋を焦がす、ガスの火を消し忘れる、水道の水を出しっぱなしにする
- 外出したがらない

○心の葛藤

多くの方は、自分の身に起きていることについて自覚があります。今までの自分と今の自分の変化に気がつきながらも、そのギャップを否定し受容することができないために、心の葛藤があることを忘れないでください。

第1章 若年性認知症について

「若年性認知症」の診断基準などは高齢者の認知症と特に変わりはありません。

高齢者の認知症と比べると、御本人とその家族にとって、医療・介護のみならず、経済的な問題、就労の問題など特有の問題があり、制度が十分に整備されていない現状が指摘されています。



1 基本事項の理解

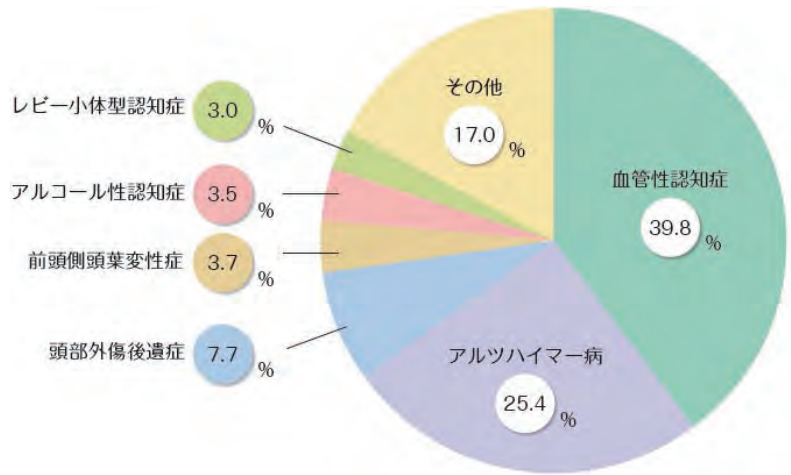
(1) 原因となる疾患と特徴的な症状

原因となる疾患は、国の調査では脳血管性認知症が最も多く、アルツハイマー型認知症が多い認知症高齢者とは異なっています。（平成26年度に本県が実施した調査ではアルツハイマー型認知症が最も多く、半数近くを占めました。P11 図3 参照）

また、近年注目されている前頭側頭型認知症は若年者に多く、若年性認知症は頭部外傷、感染症、脳腫瘍、変性疾患など原因が多様であるという特徴があります。

◇脳血管性認知症

脳梗塞、脳出血など脳卒中が原因で起こる認知症であり、若年性認知症の原因疾患の中では最も多く、約40%を占めています。脳血管性認知症では、血管障害の再発予防が最も大切であり、糖尿病、高血圧、高脂血症などにならないよう予防すること、既にかかっている場合は、それらの治療も必要になります。



◇アルツハイマー型認知症

大脳の広い範囲の神経細胞に変化が起こり、働きを失うことにより、物忘れなどの様々な症状が出てきて、次第に進行していく神経変性疾患の1つです。

最初に起こる症状は、記憶障害、いわゆる物忘れが多く、同じことを何度も聞く、大事なものの置き忘れ、しまった場所を忘れるなどで気がつくことが多いと言われています。次第に、人や物の名前が出てこないようになり、物事を計画的に段取りよく進められなくなる症状（実行機能・遂行機能障害）が現れます。例えば、これまでできていた料理ができなくなったり、仕事の手順が分からなくなります。さらに、日付や時間、自分がいる場所が分からなくなる（見当識障害）、言葉が出てこないで「あれ」「それ」などの代名詞が増える、お金の計算が出来ないなどさまざまな症状が現れます。また、以前好きだったことや興味を持っていたことに無関心になったり、嫌がるようになる、怒りっぽくなるなど性格の変化がみられる場合もあります。

年齢	人口10万人当たり有病率（人）			認知症患者（人）
	男性	女性	総数	
18 - 19	1.6	0.0	0.8	20
20 - 24	7.8	2.2	5.1	370
25 - 29	8.3	3.1	5.8	450
30 - 34	9.2	2.5	5.9	550
35 - 39	11.3	6.5	8.9	840
40 - 44	18.5	11.2	14.8	1,220
45 - 49	33.6	20.6	27.1	2,090
50 - 54	68.1	34.9	51.7	4,160
55 - 59	144.5	85.2	115.1	12,010
60 - 64	222.1	155.2	189.3	16,040
18 - 64	57.8	36.7	47.6	37,750

図・表：「若年性認知症の実態等に関する調査結果」（平成21年3月）厚生労働省
（出典）認知症介護研究・研修大府センター「若年性認知症支援ガイドブック」

◇前頭側頭型認知症（ピック病）

脳の前方の部分の障害で起こり、特徴的な症状がみられます。病気であるという自覚がなく、身なりや周囲のことに対しても無関心になったり、日常生活では同じことを繰り返す「常同行動」が起こりやすくなります。また、万引きや暴力などがみられることもあります。言葉の意味が分からなくなり、物の名前が出てこない、文字の読み間違いといった症状が目立つタイプもあり、「意味性認知症」と呼ばれます。

※「常同行動」は、「繰り返し行動」とも言われ、毎日同じ時間に同じ道を通って散歩する、同じものばかり食べる、同じ言葉を話し続けるといった症状です。

※「意味性認知症」は、言葉の意味が分からなくなり、物の名前が出てこなくなります。「海老」という漢字を見せると、「えび」ではなく、「かいろう」と読んだりします。

◇レビー小体型認知症

初期には、物忘れや判断能力の低下といった認知機能障害は目立ちませんが、幻視、パーキンソン症状、睡眠時の異常行動などの特徴的な症状がみられます。パーキンソン病と認知症が合わさったような症状が多くみられます。

◇その他の原因疾患

比較的多いとされているものに、頭部外傷とアルコール性認知症があります。

○頭部外傷

頭部外傷が認知症の危険因子になるとされているのは、ボクサーが引退した後で奇妙な行動をとることがあり、アルツハイマー病との関連が指摘されたからです。

しかし、よく調べると、脳室拡大や脳損傷によるものであることが分かりました。現時点では、頭部外傷とアルツハイマー病との因果関係は証明されておらず、“頭部外傷による認知症”には、慢性硬膜下血腫や正常圧水頭症が含まれると考えられています。

○アルコール性認知症

慢性アルコール依存症に見られる低栄養やビタミン欠乏、あるいはアルコールの直接作用によると考えられています。特に、ビタミンB1欠乏が重要で、典型的な症状は、意識障害、眼球運動障害、失調であり、“ウェルニッケ脳症”と呼ばれています。ウェルニッケ脳症後に、一部の人で健忘、見当識障害、作話などが見られ、コルサコフ症候群と言われます。また、合併する肝硬変、頭部外傷、低栄養など様々な要素が関連していると考えられています。

今までに述べた主な原因疾患以外にも、多くの原因疾患がありますが、その頻度はずっと少なくなります。

(2) 高齢者の認知症との違い

若年性認知症において最も重要なことは、高齢者の認知症との違いを知ることです。それによって理解や対応の仕方も異なってくるからです。

発症年齢が若い

発症年齢は平均で51歳くらいです。

男性に多い

女性が多い高齢者の認知症と違い、男性が女性より多くなっています。

初期症状が認知症特有のものではなく、診断しにくい異常であることには気がつくが、受診が遅れる

このような理由で診断が遅れたり、他の病気として治療されたりして、認知症の診断・治療開始が遅れてしまう場合があります。

経済的な問題が大きい

働き盛りで一家の生計を支えている人が多く、休職や退職により、経済的に困窮する可能性があります。

主な介護が配偶者に集中する

高齢者の場合は、配偶者ととも子ども世代も介護を担うことが多いですが、若年性認知症の世代では、子どもはまだ若く、場合によっては未成年のこともあり、介護が配偶者に集中しがちです。

時に複数介護となる

若年性認知症の人やその配偶者の親は、要介護状態になるリスクが高い世代であり、また、家庭内に障害者を抱えている場合もあり、最近はダブルケアと呼ばれるような複数介護になることがあります。

介護者が高齢の親となる

子どもが若年性認知症になった場合、高齢の親が介護者になることもあります。

家庭内での課題が多い

夫婦間の問題、子どもの養育、教育、結婚など、親が最も必要とされる時期に、認知症になり、あるいは介護者になることは、家庭内に大きな問題を引き起こします。

見守りが大切

本人が初期で元気な場合、お世話をするというだけでなく、できることは自分でしてもらい、見守るという介護が大切です。

(3) 若年性認知症とうつ病（状態）との違い

うつ病（状態）は、高齢者に多くみられますが、働き盛りの世代にも多い疾患です。また、認知症とうつ病が同じ人に現れたり、認知症と診断されたことによって、うつ状態になったりもします。次の表のように明確に区別できないこともあるので、心配であれば、医療機関の受診を勧めましょう。

◇若年性認知症とうつ病（状態）との区別

	若年性認知症	うつ病（状態）
発症	ゆっくりと発症し、特定しにくい	週～月単位で、何らかのきっかけがある
経過	一般にゆっくりで、変動が少なく、進行性	発症後、症状は急速に進行し、日内・日差変動がある
記憶障害	<ul style="list-style-type: none"> ・記憶障害を否認するが、他覚的にはみられる ・考えようとしにくい ・最近の記憶が障害される 	<ul style="list-style-type: none"> ・記憶障害を強く訴える ・考えても分からないと言う ・最近の記憶も昔の記憶も同様に障害
考え方	誤った答え、作り話をしたり、つじつまを合わせようとする	質問に「分からない」と答える
自己評価	自分の能力低下を隠す	自分の能力低下を嘆く
思考内容	他罰的、他人のせいにする	自罰的、自分を責める
身体症状	あまり見られない	不眠、食欲低下など
気分・感情	<ul style="list-style-type: none"> ・怒りっぽい ・感情と一致しない言動がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・気分は日内変動する ・悲哀、空虚感

(4) 軽度認知障害（MCI）

認知症とまでは言えないが、物忘れがある状態を、「軽度認知障害（Mild Cognitive Impairment：MCI）」といいます。

MCIの定義は次のようなものです。

- ①本人又は家族から、記憶障害の訴えがある。
物忘れがあると自覚している。
- ②日常生活動作は自立している。
身の回りのことは自分で行え、日常生活には支障がない。
- ③全般的認知機能は正常である。
物忘れはあるが、他の認知機能は年齢相当である。
- ④年齢や教育レベルの影響のみでは説明できない記憶障害がみられる。
本人以外の人からみても物忘れがあると気付く。
- ⑤認知症ではない。



MCIの人は、認知症になる確率が高いとされていますが、そのままの状態が続く人もおり、中には、回復する人もいます。MCIといわれても過剰に心配する必要はありません。

2 静岡県若年性認知症実態調査結果

若年性認知症の本人及び家族の生活実態等を把握し、本県において今後必要とされる若年性認知症施策を検討することを目的に実施しました。

(1) 調査方法 (調査時期：平成26年11月～平成27年1月)

本調査においては、県内の医療機関や介護サービス事業所等の関係機関を対象とした一次調査、若年性認知症の本人・家族等を対象とした二次調査を実施しました。

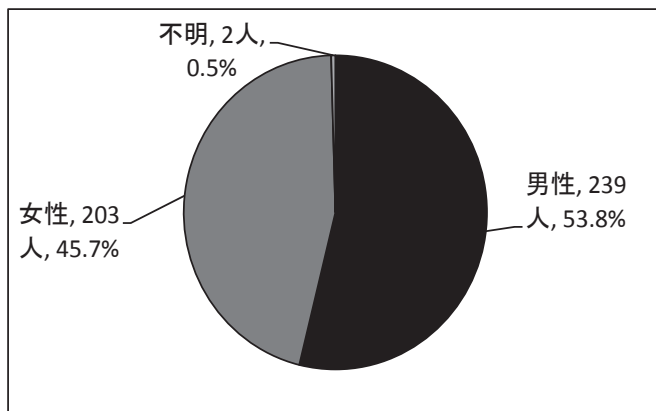
区分	目的	実施内容	回答状況
一次調査	県内の若年性認知症の把握	医療機関や介護サービス事業所等を対象に、調査時点で65歳未満の認知症者数等を調査	合計 2,615 機関に発送 回答 1,890 機関 (回収率 72.3%) 把握数 444 人
二次調査	当事者や家族の生活実態の把握	一次調査で把握した本人・家族を対象に、症状や生活実態、要望等を調査	本人・家族に書面調査 444 人 回答 164 人 (回答率 36.9%)

(2) 一次調査結果の概要

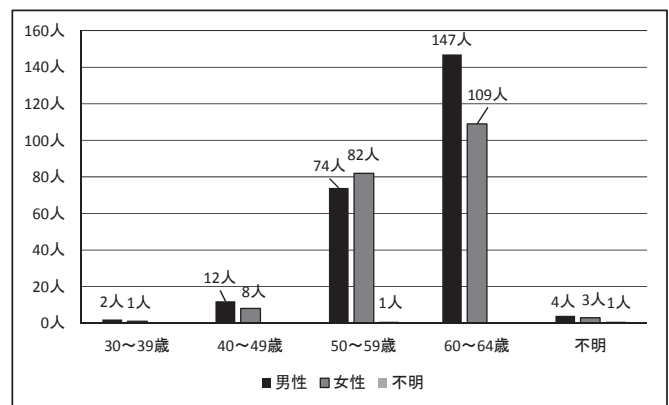
① 若年性認知症者の属性

若年性認知症者 444 人のうち、男性は 239 人 (53.8%)、女性は 203 人 (45.7%) でした (図1)。

また、年齢別では、60～64 歳が 256 人 (57.7%) と最も多く、30 歳未満の若年性認知症者は把握されませんでした (図2)。



(図1) 性別 (N=444)



(図2) 性別・年齢 (N=444)

② 若年性認知症者の原因疾患

原因疾患では、「**アルツハイマー型認知症**」が**206人(46.4%)**と最も多く、次いで「**脳血管性認知症**」が**107人(24.1%)**となっており、あわせて約7割を占めました(図3)。

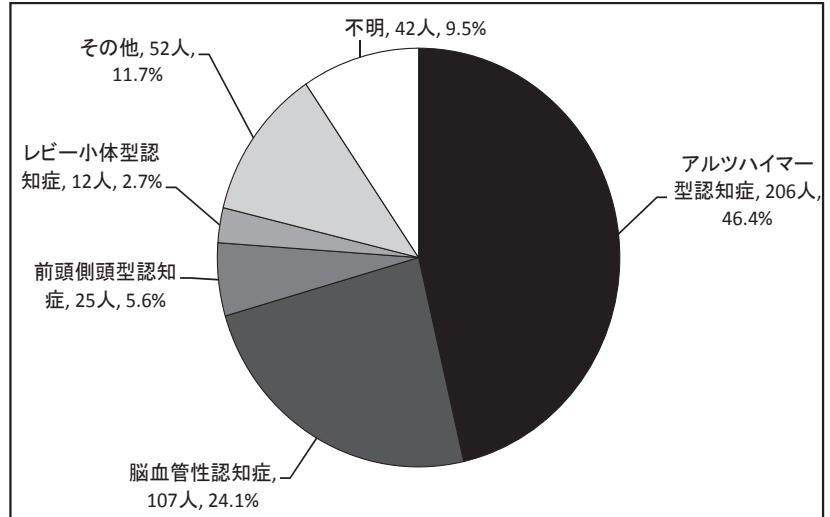


図3 原因疾患 (N=444)

(3) 二次調査結果の概要 (二次調査回答 164 人の回答を分析)

① 若年性認知症に対する認識

発症時に若年性認知症について知らなかった方は、**72人(43.9%)**でした(図4)。

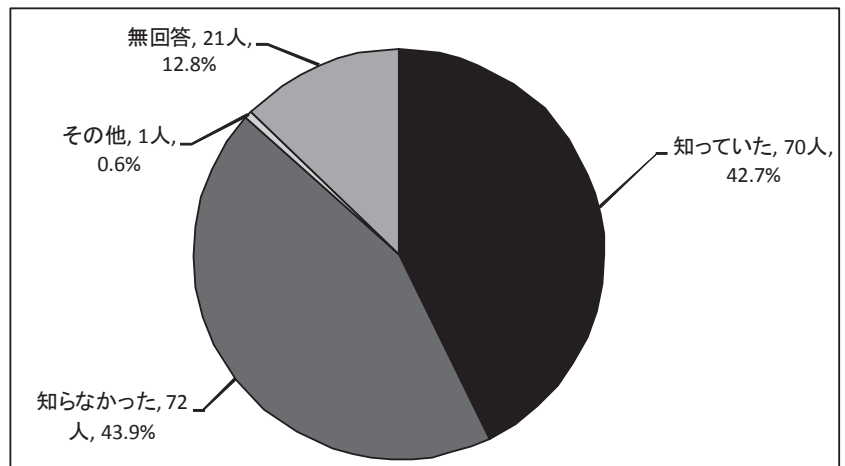


図4 若年性認知症に対する認識 (N=164)

② 相談・支援機関による支援

最初の相談先は、**医療機関**が**97人(59.1%)**を占め、「**家族**」、「**地域包括支援センター**」、「**市役所・町役場**」は、それぞれ**1割未満**でした(図5)。

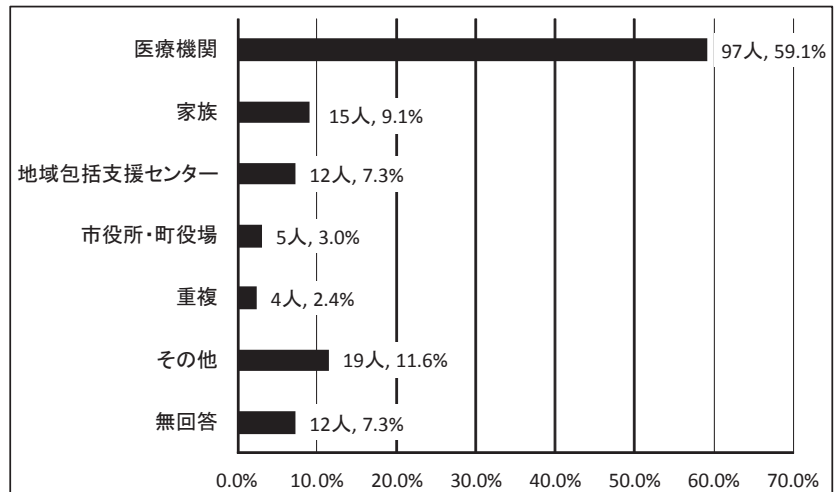


図5 最初の相談先 (N=164)

③ 受診の状況

最初に受診した医療機関を選んだ理由は、「家族や知人の紹介」が41人（25.0%）であり、次いで「かかりつけ医」が35人（21.3%）でした（図6）。

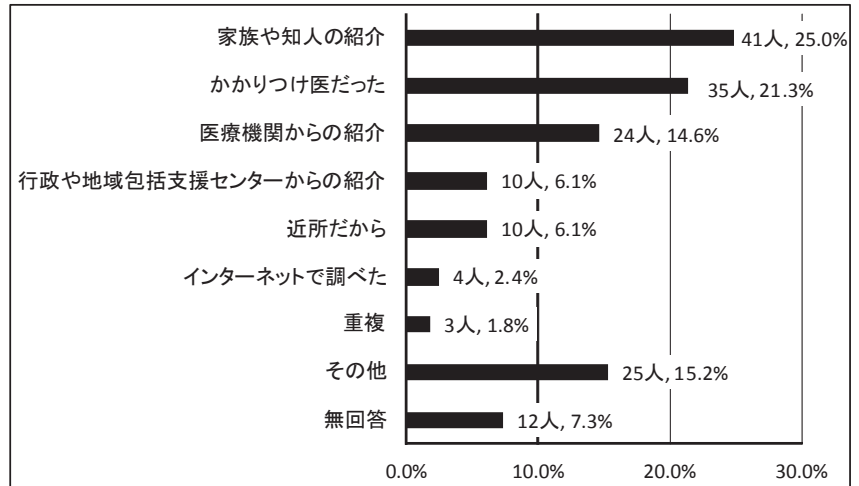


図6 最初の医療機関を選んだ理由（N=164）

④ 生活の困難性

本人が困っていることとして回答があったのは49人（29.9%）であり、このうち「頼れる人が近くにいない」が21人（42.9%）と最も多く、次いで「利用できるサービスがない・少ない」が18人（36.7%）でした（図7）。（複数回答）

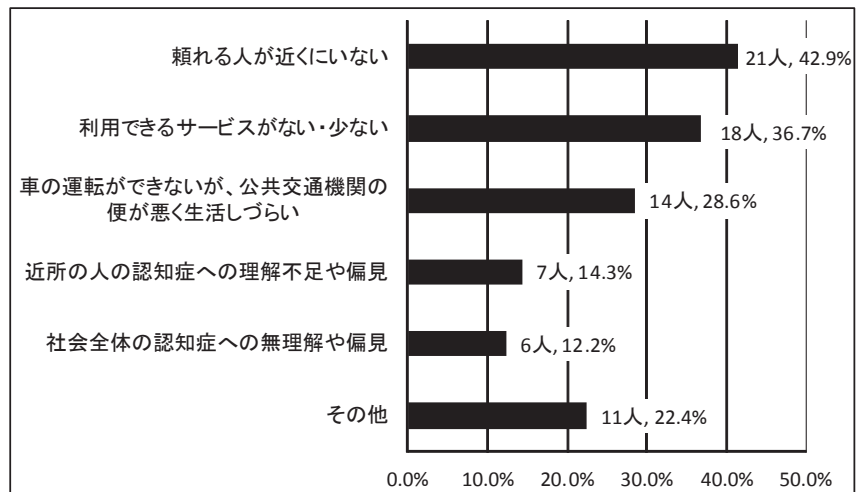


図7 若年性認知症御本人が困っていること（N=49）

⑤ 就労の状況

発症時に仕事をしていたのは70人（42.7%）であり、このうち調査時も就労を継続（異なる職場の場合も含む）しているのは9人（12.8%）でした（図8）。
※「退職した」には、定年退職を含みます。

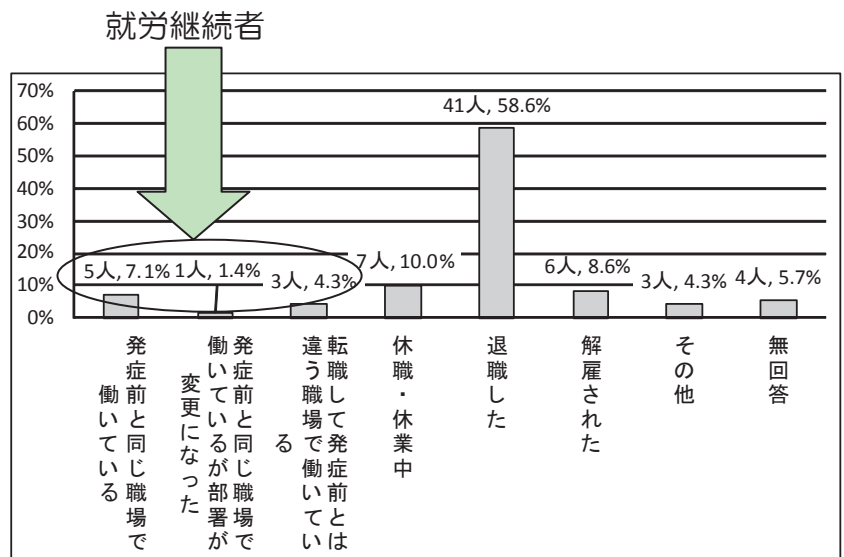


図8 就労の状況（N=70）

◇若年性認知症本人の声

御本人Aさん

デイケアを週2回利用し、計算問題・書道・製作活動・体操教室などをやっています。利用者の中では最年少ですが、施設職員の手伝いもでき**認めてもらえるので満足**しています。

また、書道の練習を重ね福祉展に出品できたことが嬉しかったです。日常生活では2つのことを同時に処理することが困難になりました。



若年性認知症当事者や家族の集まり

御本人Bさん

薬の副作用で手の震えがあり、携帯電話の操作や字がうまく書けなくなったり、箸もうまく使えない時があるなど不便を感じている。デイケアに通い、教わった体操をできる範囲で行っているほか、足の上げ下げなど**自分でできる運動を続けています**。

テレビや音楽など1つの事に集中すると、他のことを忘れてしまうことがあります。

◇家族の声

夫を介護しているCさん

夫は46歳で若年性認知症を発症しました。部署を変更して働いていましたが、現在はリハビリのため休職しています。

退職せざるを得ない場合、その後の生活を送るための支援制度がすぐ分かるようにしてもらいたいです。そのようなものがあれば、退職後の不安解消につながり、次の段階へ進みやすいと思います。

夫を介護しているDさん

障害者手帳を取得するまでの間の“心のケア”が必要だと思います。若年性認知症と診断されたからといってすぐに“障害者”になるのではなく、本人には心の葛藤があります。

本人や病気の症状を理解してくれる人が近くにいるのが望ましく、好きなことを行うことが本人の生きがいにつながり、**パートナー以外にも“信頼できる人・場所”を作ることが本人や介護者の負担軽減**になります。

若年性認知症の妻を介護しているEさん
妻が若年性認知症と診断されました。
生活上では最近、昼夜逆転してしまい困
っています。

また、自分が仕事をしているので周り
に迷惑をかけてしまうのではないかと心
配にもなります。“介護マーク”も使い
ながら生活しており、様々な支援制度が
あることに助かっています。

若年性認知症の夫を介護しているFさん
夫が62歳の時に若年性認知症と診
断されました。歩くことが好きなた
め、徒歩や自転車で外へ出ることが多
いです。

夫が立ち寄りそうな近隣のお店に
は、夫が若年性認知症であることを伝
え、何かあったら連絡をいただけるよ
うお願いしています。こういった周囲
の“見守り”があると生活をしていく
上で大きな助けになっています。

◇支援者の声

支援しているGさん

若年性認知症本人の方は何とも言えな
い“不安”を感じています。地域の温か
い見守りが何より大事で、今後は認知症
カフェが増えて欲しいと感じます。

また、介護をしている方は、誰かに相
談したり1人の時間を作ったりしなが
ら、大変なのは自分だけじゃないと思う
ことが必要ではないでしょうか。



認知症カフェの様子



支援しているHさん

癌の宣告は一般的になっているもの
の、認知症の宣告は本人にとっても家
族にとっても受け止めるのがまだまだ
辛いのが現状で、認知症（若年性認知
症）に対する正しい理解はまだまだ足
りていない。

地域全体で若年性認知症本人や家族
を支えていく仕組み・体制が必要で
す。“本人のやりたい気持ちを理解し
大事にする”のが一番重要なことだと
思います。

若年性認知症 A さんへの支援

A さんは現在 52 歳。親の支えがある中、1 人で生活をしている。若年性認知症と診断されたのは、48 歳の時だった。仕事が充実していた頃、会社から自宅に帰る際、家に真っ直ぐ帰れないことが度々あった。心配した上司の勧めで医療機関を受診すると、「うつ病」と診断。その後、症状の改善が見られない中、病気休暇を取得し、「アルツハイマー型認知症」と判明したのは、「うつ病」と診断されてから半年後のことだった。

A さんは診断されてから頭が真っ白になり、家での引きこもりの生活が続き、酒浸りの毎日を送っていた。そんな A さんを救ってくれたのは、現在の主治医との出会いだった。A さんは、その時に主治医から言われた言葉に大きく勇気づけられたと言う。

診断した医師は、「若年性認知症と診断されとてもショックを受けている様子だった。まずはこの不安の気持ちを何とか和らげたい。」そして、出てきた言葉が、「**私が一生面倒見るからね**」だった。また、これからの生活のことを考え、地域包括支援センターに相談することも勧めた。

その後、A さんは親とともに地域包括支援センターを訪れた。窓口立った相談員は、**1 時間半ほどかけて話をしっかり聞き取った**。これまでの経験や何よりも A さんの笑顔が素敵だったことから、思いついたのが介護事業所でのボランティアだった。**若年性認知症であれば介護サービスは使えるが、その時点で A さんに必要な介護サービスはなかった**という。話の中で傷病手当をもらっているものの、支給が終わることが分かっていたため、障害年金と障害者手帳の申請の手続きを進めた。

ボランティアを始めた A さんは休まず介護事業所へ通い、笑顔で利用者と向き合っていた。その姿を見た事業主は、「すごい良い笑顔をしている。A さんの利用者に接する姿は従業員教育につながる」と考え、1 日 4 時間、週 5 日の勤務内容で雇用契約を結び、**現在も A さんは同事業所での勤務を続けている**。

A さんへの支援を契機に同市では、認知症サポーター養成講座の地域展開など認知症の方を地域で見守る支援体制づくりを進めている。担当者は、「決して認知症になっても後ろ向きになることはない。周りの人の関わり次第でやれることはたくさんある。大切なのは、本人に関わった人がどれだけ真摯に向き合い、気持ちに寄り添った上で自分に何ができるかを考え実行したか」が重要だという。

認知症の人にとって住みやすい地域づくりとは、本人とこの思いの人との関わりの中から生まれる。

<支援のポイント>

- 時間をかけてゆっくりと聞き取る。
- 使える制度等が明確な場合は積極的に案内する。
- 望む生活とその人ができることを見極める。
- その人に関わる人を如何に増やしていくかを考える。



相談支援の様子

＜コラム②＞ 若年性認知症の人と家族への支援 ～若年性認知症コールセンターについて～

認知症介護研究・研修大府センター 研究部長 小長谷 陽子 氏

愛知県にある、認知症介護研究・研修大府センター（以下、大府センター）では、平成18年度から「若年性認知症の社会的支援」をテーマに、愛知県における実態調査や本人・家族の交流会の立ち上げ、福祉的就労の支援、若年性認知症デイケアのモデル事業など、様々な事業に取り組み、成果を挙げてきました。厚生労働省は、平成20年7月、「認知症の医療と生活の質を高める緊急プロジェクト」のなかで5つの認知症対策の柱の1つとして、若年性認知症対策を挙げました。その短期的対策の1つが、若年性認知症相談窓口の設置で、これまでの実績から大府センターに設置されることとなり、平成21年10月1日に全国唯一の「若年性認知症コールセンター」が開設されました。

コールセンターに寄せられる相談件数は毎年増加しており、最近では1年間に延べ2,000件を超えています。全国で1か所ということで、全ての都道府県から相談がありますが、東京、大阪、神奈川、愛知など大都市を擁する地域の方からの相談が多くなっています。（静岡県からの相談件数は44件でした（平成26年度実績））

相談者の内訳としては男性からの相談が30～39%であることが特徴で、認知症高齢者の相談のほとんどが女性であることとは異なります。また、家族介護者からの相談が38～46%と最多で、次いで多いのが本人です（27～40%）が、このすべてが認知症の人ではなく、多くは自分のことを心配しての相談です。悩みを傾聴する、情報が欲しいといった1回だけで完結する相談が半数以上ですが、20～32%は複数回かかってくる「継続相談」です。若年性認知症の人には、医療・介護を含め、時間的経過によりさまざまな支援が考えられるので、何度も問い合わせがあります。平成26年の相談内容では、相談者自身のことが最も多く、次いで認知症の症状や介護方法、社会資源や医療機関に関する情報が多く求められているのも特徴です。

以下に継続相談の事例を紹介します。

＜ピック病の50歳代女性について夫からの相談＞

1回目：妻は診断後も仕事を続けているが、生活に支障を来すようになり、また異常行動も見られる。夫も介護のため仕事を辞めるか悩んでいる。地域の理解がなく、地域包括でも若年には対応していないと言われた。

対応：介護保険の申請を勧め、社会資源の利用で介護負担を減らすことを提案する。

2回目：妻は退職したので、退職後の手続きを教えてほしい。

対応：傷病手当金、障害年金について説明。条件が合えば夫の扶養家族になれる旨を伝える。また、自立支援医療についても説明し、医療費の負担軽減が可能であると伝える。

3回目：失業給付はもらえるか？

対応：まずは傷病手当金について、会社に再度確認してほしいと伝える。奥様の状態によっては、失業給付を受けられる可能性が考えられるのでハローワークに問い合わせることを勧める。



コールセンターの様子

4 相談対応のポイント

若年性認知症は、高齢者の認知症とは年齢や置かれている環境が異なる対応が必要になります。また、若年性認知症の人は年齢が若いことから家族の心理状態にも配慮が必要となります。

(1) 認知症の人の家族の心理状態

家族は、本人の行動の変化に困惑する時期を経て受診に至ります。受診して認知症と診断されるとショックを受けたり、認めたくないと感じる家族もいれば、病気だとわかったことでほっとしたり、真っ先に義務や責任を感じる家族もいます。このようにさまざまな反応があったとしても、介護という現実はその家族にとっても同じように存在します。

介護をしていると、気分が沈んだり、「なぜ自分が介護をしなければならないのか」と怒りがわいたり、周囲と疎遠になって孤立感を感じたりと、否定的感情もわいてきます。このような時に介護者が孤立していると、本人の失敗や何度も同じことを聞くといったことに対し、怒りが生じ、言葉が強くなったり、時には手が出たりなどの虐待に至る場合があります。介護者の悩みに共感し、傾聴したり、介護者どうして話し合ったりすることで、心が軽くなることもあります。

家族は、介護者としての役割を受け入れる努力を重ねながら、やがては認知症となった本人を受け入れることもできるようになります。しかし、病気になる前までの本人との関係によっては、本人を受け入れることが難しいこともあります。

介護が必要でなくなった際には、辛かった介護経験を通して変化した自分を振り返り、「介護は大変だったが無駄ではなかった」と感じるようにもなります。介護の過程には多くの困難があり、苦しい気持ちを抱くことも多いので、介護者の気持ちをできるだけよく聴きましょう。

<相談対応のポイント>

【現象】介護者は、次のような心理状態が起こりやすくなります。

- ・気分が沈む
- ・なぜ介護しなければならないのか怒りがわく
- ・孤立感を感じる
- ・否定的感情がわく場合がある

【対応方法】

- ・介護者の悩みに共感し、傾聴する
- ・介護者どうして話し合ったりすることを勧める

(2) 親が認知症である子どものこと

若年性認知症の親を持つ子どもたちは、さまざまな悩みや問題を抱えます。認知症によって親の様子が徐々に変わっていくことは、子どもに不安をもたらします。

子どもたちへの援助は、年代によって異なるため、親の病気について子どもの理解力に合わせて説明し、子どもが親との時間を悔いなく過ごせるようにすることが大切です。

子どもの世代は、受験や進学、結婚、出産、子育てなど、人生の大きな節目を迎える時期になります。介護をしている親は、助けてほしいと思う反面、子どもには子どもなりの人生を歩んで欲しいと願っています。

介護を理由に人生の選択を諦めることがないように、子どもへの支援は精神的・経済的なことを含め幅広く考えることが大切です。

<年代による差>

◇幼い子どもの場合

病気について理解するのは容易ではありません。変化していく親を怖がったり、敬遠したりするかもしれません。また、この時期の子どもは発達していく上で親に甘えることも必要な時期です。しかし、認知症の本人を支えなければならない親（介護者）も余裕がなくなりがちです。このような場合、身近な大人が親の代わりとして、子どもの“甘えたい”という気持ちを受け止める役割を果たすことも必要です。

<相談対応のポイント>

【現象】

- ・変化していく親を怖がったり、敬遠したりする
- ・親に甘えることも必要な時期
- ・認知症の本人を支えなければならない親（介護者）も余裕がなくなる

【対応方法】

- ・身近な大人が親の代わりとして、子どもの気持ちを受け止める役割を果たす

◇思春期の子どもの場合

親が自分の生き方のモデルになる時期であり、今までと違う言動をする親に対しては、反発したり、悩んだりすることになります。また、友人の親と自分の親を比較する時期でもあり、悩みを友人に打ち明けることは難しくなります。スクールカウンセラーなど、悩みを聞いてくれる人が必要になります。

<相談対応のポイント>

【現象】

- ・今までと違う言動をする親に対して、反発したり、悩んだりする
- ・友人の親と自分の親を比較する時期

【対応方法】

- ・スクールカウンセラーなど、悩みを聞いてくれる人が必要

◇成人した子どもの場合

就職、結婚、子育てなど、人生の節目で、親の病気が何らかの影響を与えることになり、親との関係や自分の立ち位置などで、悩みが多くなります。成人ともなれば、周囲の人も介護者としての役割を子どもに期待しがちになります。しかし、介護者でない子ども自身の人生の側面もあることを意識しながらのサポートが必要です。

<相談対応のポイント>

【現象】

- ・親との関係や自分の立ち位置などで悩みが多い
- ・周囲の人から介護者としての役割を期待される

【対応方法】

- ・介護者でない子ども自身の人生の側面もあることを意識しながらのサポートが必要

(3) 認知症と診断された人の心理状態

本人の認知機能の低下の程度によって、診断をどのように理解し、受け止めているかには差がありますが、大きな不安を抱えていることは誰でも同じです。

自分に何かが起こっている、これまでの自分とは何かが変わっている、と感じています。これから自分はどうなっていくのだろう、これまでと同じような生活は無理なのだろうか、家族に迷惑をかけてしまうのだろうか…という様々な不安を抱えています。

認知機能の低下により、さまざまな困難が生じますが、これまでの自分を何とか保とうとして、本人は四苦八苦し、それがストレスになっていきます。

これまでとは違う本人の言葉や行動に対して、家族の言葉も強くなってしまおうと、そのことで本人は自信を失ったり、怒りを感じることもあります。

色々なことができなくなっていく本人を受け止めることは、家族にとっても大変なことですが、病気を理解し、本人の思いに添って接することで、本人の不安も徐々に和らいでいきます。不安などからくるさまざまな思いが、**徘徊や暴言などの認知症の行動・心理症状 (BPSD)** につながることもあります。

これまでの自分とは変わってしまって、今までできたことができなくなってしまうという不安は、時に自分が自分であることも不確かを感じさせる不安なのです。

<相談対応のポイント>

【現象】 認知症と診断された人は、次のような心理状態が起こりやすくなります。

- ・「これから自分はどうなっていくのだろう」「同じような生活は無理なのだろうか」「家族に迷惑をかけてしまうのでは」と不安を抱いている
- ・様々な困難が生じ、これまでの自分を何とか保とうとして、本人は四苦八苦し、ストレスを感じている

【対応方法】

- ・家族が病気を理解し、暖かく受け止めてくれたり、本人の思いに添って接すると、本人の不安も徐々に和らいでいく

第2章 活用できる支援や制度（サービス）

若年性認知症の人が、活用できる支援や制度を知ることは、今後の生活に大きな影響を及ぼします。

40 歳以上の人では、介護保険制度が利用でき、40 歳未満の人でも障害福祉サービスを利用することができます。

若年性認知症の人や家族は、介護が長期間になると予測されるので、本人や家族の孤立を防ぎ、気持ちにゆとりを持っていただくためにも、できるだけ制度を活用していただけるよう支援しましょう。



1 最初の相談先

若年性認知症の人が置かれている状態や環境に応じて、利用できるサービスや制度が異なりますので、各サービスや制度の内容を理解し、適切な支援に結びつけましょう。

◇地域包括支援センター（P64～P67 参照）

地域住民の心身の健康の保持と生活安定のために必要な援助を行い、保健医療の向上・福祉の増進を包括的に支援することを目的として、各市町に「地域包括支援センター」が設置され、県内に 143 か所あります。（平成 28 年 4 月現在）

地域包括支援センターでは、高齢者やその家族の方の様々な相談を受け付けて、支援を行っていますので、居住地の地域包括支援センターにお気軽にご相談ください。

◇医療機関のソーシャルワーカー

病気と今後の経過、生活上の注意点などを主治医に確認した上で、これからの生活について、通院している医療機関のソーシャルワーカーに相談します。相談は困ったことができてからでもいいですが、診断がついてすぐに相談を始めることで、知らなかった情報が得られたり、不安な気持ちを受け止めてもらえたりすることで、安心につながります。

◇会社等に勤務している場合

一度会社を退職してしまうと再就職することは難しいことが多いので、可能な限り今いる職場で働くことを考えましょう。そのためには、上司や人事労務担当者、産業医等と話し合い、職場の理解を得られるようにすることが必要です。仕事の内容にもよりますが、配置転換や勤務時間の短縮などに加えて、障害者雇用枠を利用するのも1つの方法です。いずれにしても**早期診断が重要となり、症状が軽度であれば、仕事を継続できる可能性があります。**

なお、会社を退職され、求職中の方は、最寄りのハローワーク（公共職業安定所）に相談しましょう。

※認知症と診断された場合、「精神障害者保健福祉手帳」を取得できます。脳血管性認知症やレビー小体型認知症などで、身体症状がある場合には、「身体障害者手帳」に該当することもあります。これらの手帳があれば、企業の障害者雇用枠として働き続けることが可能になる場合があります。

<企業の障害者雇用>

障害者の雇用の促進等に関する法律では、障害者雇用率を定めています。一般企業では 2.0%以上、国・地方公共団体と特殊法人では 2.3%以上、都道府県等の教育委員会では 2.2%以上、障害のある人を雇用することが義務付けられています。現在、就労中で障害者手帳を取得している場合は、会社に相談してみましょう。

2 介護保険サービス

認知症の場合、40歳以上であれば、特定疾病として介護保険が利用できます。

なお、外傷性認知症やアルコール性認知症など、老化によらない原因疾患の場合は適用されないこともあります。

(1) 申請～利用までの手続き

ア 要介護（要支援）認定の申請

本人や家族（地域包括支援センターなどによる代行も可能）が、住民票のある市町の担当窓口にて要介護（要支援）認定の申請をします。

イ 訪問調査・主治医意見書

調査員が家庭等を訪問して、本人の自立の度合いや心身の状態などを調査します。また、市町は医師に、心身の障害の原因である病気などに関して、意見書の記入を依頼します。

ウ 審査・判定・結果通知

保健・医療・福祉の専門家からなる介護認定審査会の審査を経て、要介護度（介護の必要性に応じた区分）が認定されます。

申請から原則として30日以内に、認定結果が本人に通知され、要支援1～2や要介護1～5と認定された人（「非該当」以外の認定となった人）がサービスを利用できます。

エ 介護サービス計画（ケアプラン）の作成

本人や家族は、本人の心身の状況や生活環境等に応じて、サービスの種類や内容を相談し、ケアプランを決めます。要介護の場合は介護支援専門員（ケアマネジャー）に、要支援の場合は地域包括支援センターに作成を依頼できます。

オ サービスの利用開始

ケアプランに基づいて、自宅や施設でサービスを利用します。要介護の認定は一定期間ごとに見直されます。また、期間の途中でも、心身の状況が変化した場合は、認定の区分変更を申請できます。



(2) サービス内容

<在宅サービス>

※「介護予防」と記載のあるサービスは、「要支援1・2の方」が該当。

サービスの種類	サービスの内容等
訪問介護 介護予防訪問介護（※）	ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の身体介護や洗濯や調理などの生活援助を行います。
訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	介護職員と看護職員が居宅を訪問し、入浴介護を行います。
訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	居宅での生活行為を向上させるため、理学療法士等の訪問によるリハビリテーションを行います。
訪問看護 介護予防訪問看護	疾患等を抱えている人について、看護師等が居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行います。
居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師等が居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。
通所介護（デイサービス） 介護予防通所介護（※）	通所介護施設において、食事・入浴等日常生活上の支援のほか、生活行為向上のための支援を日帰りでを行います。
通所リハビリテーション（デイケア） 介護予防通所リハビリテーション	介護老人保健施設や医療機関などで、食事・入浴等日常生活上の支援のほか、生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りでを行います。
短期入所生活介護（ショートステイ） 介護予防短期入所生活介護 短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護	介護老人福祉施設などに短期間入所し、日常生活上の支援のほか、機能訓練などが受けられます。
特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどに入居されている人に、日常生活上の支援に加え介護を提供します。
福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	自立を助けるための福祉用具の貸与を行います。
特定福祉用具販売 （福祉用具購入費の支給）	入浴・排せつ等で使用する福祉用具の購入費について、1年につき10万円を上限に支給します。利用には申請が必要です。
住宅改修費支給	手すりの取り付け等住宅改修を行う際、20万円を上限に費用を支給します。利用には事前の申請が必要です。

※平成27年4月の介護保険制度改正により、「介護予防訪問介護」、「介護予防通所介護」は、市町が実施する地域支援事業に移行し（新しい介護予防日常生活支援総合事業）、基本チェックリストにより対象者と判断された場合に、介護保険の認定を受けなくてもサービスを利用できます。

平成29年度から全ての市町が総合事業を実施します。

【県内市町の新しい介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況】

時期	平成27年度	平成28年度
市町	伊豆市、伊豆の国市、島田市、森町	下田市、南伊豆町、富士市、川根本町、湖西市

<施設サービス>

サービスの種類	対象者	サービスの内容等
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	要介護1～5	介護が常時必要で、居宅での生活が困難な人が入所し、日常生活上の支援や介護が受けられます。 ※新規入所は原則、要介護3～5の方が対象です。
介護老人保健施設 (老人保健施設)		状態が安定している人が在宅復帰できるように、リハビリテーション等のケアを行います。
介護療養型医療施設 (療養病床等)		急性期の治療を終え、長期療養を必要とする人のための医療施設です。

<地域密着型サービス>

サービスの種類	対象者	サービスの内容等
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	要介護1～5	日中と夜間を通じた複数回の定期訪問のほか、随時の対応による一体的な介護と看護を受けられます。
看護小規模多機能型 居宅介護	要介護1～5	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、柔軟なサービスを受けることができます。
夜間対応型訪問介護	要介護1～5	夜間でも安心して在宅生活が送れるように、巡回などによる夜間専用の訪問介護を受けられます。
地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護	要介護1～5	定員が29名以下の小規模な介護老人福祉施設に入所する人が、日常生活上の世話などの介護サービスを受けられます。
地域密着型特定施設 入居者生活介護	要介護1～5	有料老人ホーム等特定施設のうち、定員が29名以下の小規模な介護専用型特定施設に入居する人が、機能訓練などの介護サービスを受けられます。
認知症対応型 共同生活介護	要介護1～5	認知症の高齢者が、共同生活をする住居において、日常生活上の世話などの介護(予防)サービスを受けることができます。 ※「要支援1」の方は対象になりません。
介護予防認知症 対応型共同生活介護	要支援2	
認知症対応型通所介護	要介護1～5	認知症の高齢者が、デイサービスを行う施設等に通い、機能訓練などの介護(予防)サービスを受けることができます。
介護予防認知症 対応型通所介護	要支援1・2	
小規模多機能型居宅介護	要介護1～5	通所を中心に、利用者の選択に応じた訪問系のサービスに加え、泊りのサービスを組み合わせた多機能な介護(予防)サービスを受けることができます。
介護予防小規模 多機能型居宅介護	要支援1・2	
地域密着型通所介護 ※平成28年4月からの サービスです。	要介護1～5	利用定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、日常生活上の世話などを受けることができます。

3 障害福祉サービス

認知症の場合、障害福祉サービス等を利用できる場合があります。

(1) 障害者手帳（身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳）（P45～P59 参照）

身体障害や精神障害のある人が、指導・相談や各種の福祉サービスを受けるための手帳です。身体障害のある人は障害の程度に応じて1～6級の身体障害者手帳、精神疾患や障害のために日常生活や就労に支障があると認められた人は、障害の程度に応じて1～3級の精神障害者保健福祉手帳が交付されます。

主な支援：所得税・住民税などの障害者控除、自動車税の減免

生活保護の障害者加算

運賃や公共料金等の割引（※） 等

※各社で対応が異なる場合がありますので、事前に御確認ください。

(2) 障害者総合支援法によるサービス

障害者総合支援法に基づく福祉サービスは、障害の程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、市町の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

○障害福祉サービス

<介護給付>

サービスの種類	サービスの内容等
居宅介護（ホームヘルプ）	居宅における入浴、排せつ又は食事などの介護を行います。
重度訪問介護	常時介護を要する重度の肢体不自由者の方などに対して、居宅での、入浴、排せつ、食事の介護のほか、外出の際の移動中の介護など総合的な介護を行います。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障害のある人に対して、外出時における、移動に必要な情報の提供と移動のための援護を行います。
行動援護	行動上著しい困難がある方に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出の際の移動中の介護を行います。
療養介護	常時介護を要し、また医療が必要な障害のある人に対して、病院などで日中に行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上の世話をを行います。
生活介護	障害者支援施設などの施設で日中に行われる入浴、排せつ、食事の介護や、創作的活動、生産活動の機会提供などを行います。
短期入所 （ショートステイ）	介護する方の病気などによって短期間の入所が必要な方に対して、障害者支援施設などで入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

サービスの種類	サービスの内容等
重度障害者等包括支援	常に介護が必要な重度の障害のある人に対して、居宅介護やその他の障害福祉サービスを包括的にを行います。
障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援）	施設において、主に夜間に入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

<訓練等給付>

サービスの種類	サービスの内容等
自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	就労を希望する方に対して、生産活動などの機会を提供し、就労に必要な知識や能力向上のための必要な訓練を行います。
就労継続支援 （A型・B型）	通常の事業所での雇用が困難な方に対して、就労機会の提供や生産活動などの機会の提供を通じた知識や能力向上のための必要な訓練を行います。
共同生活援助 （グループホーム）	共同生活を行う住居において、主に夜間の相談や入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。

<相談支援事業>

サービスの種類	サービスの内容等
地域相談支援 （地域移行支援）	住居の確保、その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の便宜の供与を行います。
地域相談支援 （地域定着支援）	常時連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に対応した相談、その他の便宜の供与を行います。
計画相談支援 （サービス利用支援）	支給決定又は支給決定の変更前にサービス等利用計画案を作成します。また、支給決定又は変更後、サービス事業者等との連絡調整、計画の変更を行います。
計画相談支援 （継続サービス利用支援）	サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。また、支給決定又は変更後、サービス事業者等との連絡調整、計画の作成を行います。

○地域生活支援事業

サービスの種類	サービスの内容等
移動支援	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の支援を行います。
地域活動支援センター	地域の実情に応じ、市町が創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の事業を行います。
福祉ホーム	低額な料金で、居室その他の設備を提供する福祉ホームの運営や、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行います。

○障害福祉サービス利用の手続き

サービスの利用にあたっては、居住地の市町からサービス支給決定を受ける必要があります（サービスの内容は各市町によって異なります）。

市町に利用の申請をすると、障害支援区分認定調査等を経て障害支援区分の認定が行われます。さらに、社会活動や介護者、居住などの勘案事項調査及びサービス利用の意向聴取やサービス等利用計画書案の提出を経て、支給決定がなされます。

○介護保険サービスとの関連

障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合、介護保険サービスが優先されます。しかし、介護保険サービスに相当するサービスがない障害福祉サービス固有のサービスと認められるものについては、支給を行うことができます。

(3) 障害者のための相談窓口（P62～P63 参照）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく総合相談窓口において、障害者の人とその家族が困っていることを少しでも改善し、安心して地域で生活できるようにサポートする窓口です。

通院加療等において、医療費等の軽減や支払い費用について給付を受けることができる場合があります。

(1) 自立支援医療（精神通院医療）（P45～P59 参照）

通院による精神医療を継続的に要する病状の方が対象となります。「自立支援医療受給者証（精神通院）」を提示すれば、指定医療機関（薬局等）において、認定された通院医療費にかかる医療費の自己負担額が1割となります（所得による制限あり）。世帯の所得等によっては、さらなる軽減措置が受けられる場合もあります。

(2) 高額療養費制度（P45～P59 参照）

医療機関や薬局の窓口で支払った金額が、同じ月で一定の金額（自己負担限度額）を超えた場合、申請により自己負担限度額を超えて支払った医療費について給付を受ける制度です。自己負担限度額については、被保険者の所得に応じて決まります。

(3) 高額介護サービス費（P45～P59 参照）

同一世帯で、同じ月に利用した介護保険サービスの利用者負担の合計が一定額を超えた場合、申請により一定額を超えた分の高額介護サービス費について給付を受ける制度です。

(4) 高額医療・高額介護合算療養費制度（P45～P59 参照）

世帯内の同一の医療保険の加入者の方について、毎年8月から1年間にかかった医療保険と介護保険の自己負担を合計し、基準額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。高額療養制度が「月」単位で負担を軽減するのに対し、合算療養費制度は、こうした「月」単位での負担軽減があっても、なお重い負担が残る場合に「年」単位でそれらの負担を軽減する制度です。

(5) 重度心身障害者医療費助成（P45～P59 参照）

重度の心身障害者の方が、医療機関などで診療を受けられた場合に要した医療費・調剤費のうち、保険診療にかかる自己負担分の一部が助成されます（所得による制限あり）。

(6) 傷病手当金（P45～P59 参照）

医療保険に加入している本人（被保険者）が、病気やケガなどで3日間連続して会社を休んだ場合に、4日目以降の仕事に就けなかった日に対して支給される制度です。傷病手当金は、一定の要件を満たした場合に、支給開始後1年6か月の範囲内で支給されます。

(7) 障害年金（P45～P59 参照）

病気やケガ等で障害状態になった場合、障害の程度と一定の要件によって、障害年金を受給できます。該当する疾患で初めて医療機関にかかった日（初診日）に加入している年金により、受給できる年金が異なります。

障害年金には、以下の種類があります。

- ①障害基礎年金
- ②障害厚生年金

※平成 27 年 10 月から共済年金は厚生年金に一元化されました。

<受給の要件>

- ①障害の原因となった傷病の初診日（初めて医師の診察を受けた日）から 1 年 6 カ月を経過していること
- ②初診日の時点でいずれかの年金に加入し、保険料納付要件を満たしていること
- ③障害の程度が一定の基準以上の状態にあること

<留意点>

障害年金の手続きは複雑です。あらかじめ市町の年金担当課や年金事務所、専門職などに相談することをお勧めします。

※障害年金の一般的なお問合せは、『ねんきんダイヤル』（TEL0570-05-1165）を利用することができます。お問合せの際は、基礎年金番号がわかるものを用意する必要があります。

(8) 特別障害者手当（P45～P59 参照）

日常生活において常時特別の介護を必要とする 20 歳以上の在宅重度障害者の人に対して支給されます。継続して 3 か月以上入院するに至った場合等は支給されません。また、所得状況などにより手当が支給されない場合があります。

(9) 雇用保険制度（P45～P59 参照）

労働者が失業状態になった時、再就職までの生活を安定させ、就職活動を円滑に行えるよう支援することを目的にしています。雇用保険は失業保険ともいわれていますが、給付だけでなく雇用保険二事業として、失業の予防や雇用状態の是正、雇用機会の拡大等を図る雇用安定事業、能力を開発・向上・促進するための能力開発事業があります。

なお、雇用保険制度では、失業者や職業訓練を受ける者等に対する失業等給付金が支給されます。

<支給の要件>

- ①ハローワーク（公共職業安定所）で求職の申込みを行い、就職しようとする積極的な意思があり、いつでも就職できる能力があるにも関わらず、本人やハローワークの努力によっても、職業に就くことができない「失業の状態」にあること
- ②離職の日以前 2 年間に、「被保険者期間」が通算して 12 か月以上あること

※失業等給付金の種類

失業等給付金には、中心となる求職者給付のほか、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付の4種類があります。

求職者給付には、①基本手当 ②技能習得手当 ③寄宿手当 ④傷病手当があります。

(10) 税金の控除 (P45～P59 参照)

ア 特別障害者控除・障害者控除

身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人は、等級により特別障害者控除、障害者控除の対象となり、一定の金額の所得控除を受けることができます。

イ 医療費控除

本人及び生計を一にする家族の通院・入院医療費及び通院交通費のうち、保険金などで補填された分を除く自己負担額の合計額が、10万円（所得の合計額が200万円までの方は、所得の合計額の5%）を超えた場合、確定申告の際に超えた額が所得から控除されます。

(11) 国民年金保険料の免除制度 (P45～P59 参照)

60歳未満の自営業の人や会社を退職した人や、会社を退職した人に扶養されていた配偶者で、60歳未満の人は、国民年金の第1号被保険者となり、保険料を支払います。病気やケガ等で収入が減って、保険料の支払いが困難となった場合には、保険料が減免になることもありますので、詳しくは各市町にお問合せください。

(12) 国民健康保険料（税）の減免 (P45～P59 参照)

災害や失業等により生活が著しく困難な者については、国民健康保険料（税）の減免制度があります。市町により実施の有無や基準等は異なります。

(13) 生活保護制度 (P60 参照)

厚生労働大臣が定める保護の基準によって計算された最低生活費と、保護を受けようとする人の収入を比べ、収入が最低生活費を下回る場合に、その不足分について保護を行います。

保護は、生活扶助とその他の扶助（教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭）に分かれており、保護を受ける人の世帯構成や収入などの状況に応じて、その全部又は一部が適用されます。

(14) 生活困窮者自立支援制度 (P61 参照)

働きたくても働けない、住む所がないなど、生活に困りごとや不安を抱えている者の相談に応じます。相談窓口では、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

(15) 生活福祉資金貸付制度（P71 参照）

所得が低い世帯に対して、低利又は無利子で資金を貸し付けたり、必要な援助指導を行い、経済的自立や生活意欲の助長促進、在宅福祉や社会参加を促し、世帯の安定した生活を確保するための制度です。

(16) 子どもの就学資金

世帯の経済状況により、子どもの就学に関する費用の支援が必要な場合は、国の制度として、日本政策金融公庫が行っている「教育ローン」（コールセンター：TEL0570-008-656）「日本学生支援機構奨学金」（TEL0570-666-301）などがあります。

また、各市町では、「就学援助制度」を行っています。詳細については、お住まいの教育委員会にお問合せください。



第3章 就労支援

若年性認知症の人は、認知機能障害のため、作業能力が徐々に低下していきます。しかし、適切なサポートがあれば、仕事を続けることも可能とされています。

障害のある人が、職場で仕事をするには、同僚や上司など、職場の人の理解と協力が不可欠です。また、本人の意欲や家庭の経済状況なども重要なポイントです。現役の若年性認知症の人が、今までと同じ職場で仕事を継続することを支援するためには、本人や家族の意向をしっかりと把握し、配置転換や、勤務時間の短縮、通勤への配慮などが可能かどうか、職場の担当者と協議することが求められます。また、サポートする立場になる同じ部署の人に対する配慮も必要です。

働いている状態でも活用できる制度・サービスの情報を伝え、利用を促し、手続き等をサポートしましょう。



(1) 医療機関のソーシャルワーカー

病気の状態や生活上の悩み事を相談するだけでなく、就労についての助言、会社等と連絡・調整などをしてもらえる場合もあります。

相談者が通院している医療機関や認知症疾患医療センター（P68 参照）にお問合せください。

(2) ハローワーク（公共職業安定所）（P69 参照）

就職を希望する人の求職登録を行い、状態や適性、希望職種に応じ、きめ細やかな職業相談、職業紹介、職場適応指導をします。

- 各種支援対策の活用
- 求人の確保
- 関係機関との連携 等

(3) 地域障害者職業センター（P70 参照）

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が設置・運営している施設で、ハローワーク（公共職業安定所）をはじめとする関係機関と密接な連携を取りながら、障害のある人や事業主の方に対して、職業リハビリテーションサービスを実施しており、各都道府県に1か所設置されています。

- 職業相談、評価
- 職業準備支援
- ジョブコーチ（職場適応援助者）による支援事業 等

『ジョブコーチ』（職場適応援助者）による支援

障害のある人が職場に適應できるよう、ジョブコーチが職場を訪問し、障害のある人に対する直接的専門支援と、事業所に対する障害特性に配慮した指導方法や職務内容の助言などを行います。

(4) 障害者就業・生活支援センター（P70 参照）

就職や職場への定着が困難な障害のある人を対象に、身近な地域の拠点として、雇用、福祉、教育等の関係機関と連携し、就職及び職場定着に向けた支援、日常生活の助言などを行っており、県下各障害保健福祉圏域に1か所（計8か所）設置されています。

(5) 障害者働く幸せ創出センター

企業・障害のある人からの就労に関する相談に応じているほか、障害福祉サービス事業所と産業界をつなぐ機能があり、福祉事業所で製造している製品の購入や下請け作業の発注などの調整を行っています。

問合せ先：静岡市葵区呉服町 2-1-5 「5風来館」^{ごふうかん} 電話番号：054-251-3515

第4章 家族への支援・制度

家族や家庭の状況により支援内容は異なり、精神面のサポートでは家族全員を見守る姿勢が支援者に求められます。気持ちを言葉や態度に表し、寄り添っていきましょう。

若年性認知症の症状は家族にとって受け入れられなかったり、本人の言動に翻弄されたりと、家族にとっては難しい状況で、介護ストレスの原因にもなっていますので、家族の負担にならずに受け止められる程度の情報提供が良いでしょう。



(1) 公益社団法人 認知症の人と家族の会 (P73 参照)

1980年に京都で発足した全国的な民間団体で、国際アルツハイマー病協会に加盟しています。認知症の本人及び介護している家族、介護に携わっている専門職の人、ボランティアなど約1万1千人の会員が励まし合い、助け合って「認知症があっても安心して暮らせる社会」を目指しています。全国47都道府県の支部で、つどい、電話相談、会報の発行を行っています。

静岡県支部でも、若年性認知症のつどいや家族同士の交流会、会報の発行などを行っています。

<公益社団法人 認知症の人と家族の会静岡県支部 (すぎなの会) >

〒416-0909 静岡県富士市松岡 912-2

電話番号 0545-63-3130 FAX 0545-62-9390

(2) 静岡県認知症コールセンター

認知症の介護に疲れている・困っている、話を聞いて欲しい、認知症に関する介護サービスについて知りたい時などに利用することができます。認知症の人と家族の会静岡県支部の会員が親身に悩みをお聞きします。

<静岡県認知症コールセンター>

電話番号 0545-64-9042

相談日時 週3日(月・木・土) 午前10時から午後3時

※祝日及び年末年始を除きます。

相談員 公益社団法人 認知症の人と家族の会静岡県支部会員

相談料 無料(通話料金は相談者負担)

(3) その他の認知症コールセンター

<焼津市> 公益社団法人 認知症の人と家族の会静岡県支部焼津分会 (めぐみの会)

電話番号 054-629-0900

相談日時 土曜日 午前9時から午前12時

※祝日及び年末年始を除きます。

<藤枝市> 藤枝市認知症コールセンター

電話番号 054-643-7830

相談日時 月曜日から金曜日 午前9時から午後5時

※祝日及び年末年始を除きます。

<静岡市> よろず相談(社会福祉法人 静岡市社会福祉協議会清水区地域福祉推進センター)

電話番号 054-367-5130

相談日時 月曜日 午前10時から午後3時

※祝日及び年末年始を除きます。

(4) 介護マーク

認知症の方の介護は、他の人から見ると介護していることが分かりにくいいため、誤解や偏見を持たれることがあります。県では介護家族からの声を受け、平成 22 年度に「介護マーク」を全国に先駆け作成し、平成 23 年度から配布しています。

この取組は全国にも広まっており、505 の市区町村で利用されています。（平成 28 年 2 月現在）



介護マークのチラシ

<活用例>

- ・ 介護していることを周囲にさりげなく知ってもらいたいとき
- ・ 駅や高速道路のサービスエリアなどのトイレで付き添うとき
- ・ 男性介護者が女性用下着を購入するときなど

(5) 日常生活自立支援事業・成年後見制度

①日常生活自立支援事業（P71 参照）

ア 概要

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない人を対象に、本人との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの支援を行います。判断能力が十分でないため、日常生活を営む上で必要な福祉サービス等を自己の判断で適切に選択・利用することが困難な方が対象となりますが、利用にあたってはこの事業の内容を理解し、契約を締結する能力があることが必要となります。

イ 支援内容

- ・ 福祉サービスの利用援助
- ・ 日常的な金銭の管理
- ・ 書類等の預かりサービス

ウ 費用

相談の受付から契約を結ぶまでは費用はかかりません。契約後はサービスの利用料や交通費がかかります。また、援助に伴う郵送料、振込手数料などの実費は利用者の負担となります。

②成年後見制度

ア 概要

認知症など判断能力が不十分な人を法律的に保護し、支援する制度です。本人の判断能力の程度により、次の3つに分類されます（法定後見人）。

- ①後見：本人の判断能力がまったくない場合
- ②補佐：判断能力が著しく不十分の場合
- ③補助：判断能力が不十分の場合

成年後見人は、本人の意思を尊重し、心身の状態や生活状況に配慮しながら本人に代わって財産を管理したり、介護サービスなど必要な契約を結び、本人を保護・支援します。最も適任と考えられる人を家庭裁判所が選び、後見人は行ったことを家庭裁判所に報告します。

「法定後見制度」とは別に、将来判断力が不十分になった場合に備えて指定しておく制度が「任意後見制度」です。

イ 手続き

- ①「法定後見人」申し立て窓口は、居住地区の家庭裁判所です。
 - ②「申立書」に加えて、戸籍謄本、住民票、登記事項証明書、医師の診断書等の書類が必要になります。
 - ③申し立てから審判までは約4か月ほどかかり、費用は約11万円です（後見人に対する費用は別途）。
- 「任意後見人」は、委託契約による「公正証書」の作成費用と、任意後見監督人への報酬が必要となります。

（6）相談できる医療機関等

①かかりつけ医・認知症サポート医

認知症が心配される場合には、まずは日頃の様子を知るかかりつけ医（主治医）に相談することを勧めます。かかりつけ医は、必要に応じて認知症の診断や治療を行う認知症サポート医と連携をとりながら治療や支援を行います。

<かかりつけ医>

診療科目を問わず、認知症に関連する知識を習得し、認知症の気づきや対応支援を図る方で、県・政令市が実施する「かかりつけ医認知症対応力向上研修」を修了している医師です。（県のホームページに掲載に了承された方の名簿を公表しています）

＜認知症サポート医＞

認知症に関する専門的知識・技術を持ち、かかりつけ医への助言や地域の認知症治療の中心的役割を担う医師で、国が推進する「認知症サポート医研修」を修了している医師です。（県のホームページに名簿を公表しています）

《アドレス》

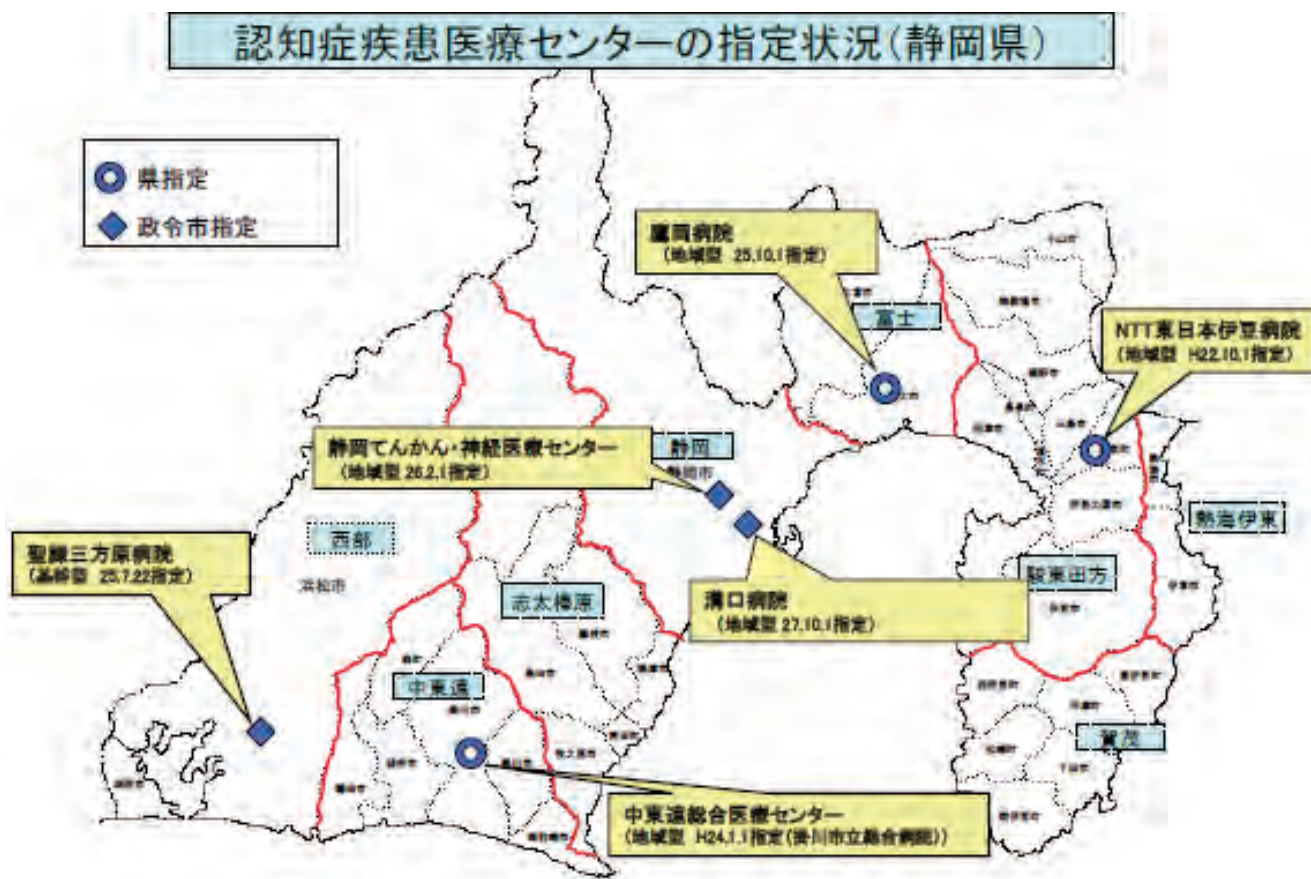
<https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-210/chouju/kaigoyobou/ninchisyokensyusyuuryousya.html>

②認知症疾患医療センター（P68 参照）

認知症疾患医療センターは、認知症についての専門医療相談、鑑別診断や治療、関係機関との連携などを行う専門医療機関です。

静岡県内には、「認知症疾患医療センター」として、6か所の医療機関を指定しています。（平成28年4月現在）

各認知症疾患医療センターには、認知症に関する専門的な医療相談のための専用電話窓口を設置していますが、**受診を希望する場合は事前の予約が必要**となります。



③認知症初期集中支援チーム

医療、看護師、保健師など複数の専門職が、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、観察・評価、家族支援など初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行います。

認知症初期集中支援チームについては、相談者がお住まいの市町の認知症担当窓口（P45～P59）にお問い合わせください。

- ・認知症かどうかを評価し、適切な医療機関の受診を促す
- ・適切な介護サービス等を提供する
- ・生活環境を改善し、ケアについて助言を行う
- ・介護者と情報を共有し、介護者の負担を軽減する 等

④認知症地域支援推進員

医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐ連携支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行います。

- ・認知症の人が認知症の容態に応じて必要な医療や介護等のサービスを受けられるよう関係機関との連携体制の構築を図る
- ・介護保険施設等の相談員による、在宅で生活する認知症の人や家族に対する効果的な介護方法などの専門的な相談支援を行うなどの企画・調整の実施
- ・認知症初期集中支援チームとの連携により、必要なサービスが認知症の人や家族に提供されるための調整を行う 等

（7）受診する際のポイント

- ・本人の普段の様子をよく知っている人が付き添って受診する。
- ・病院へは、今までにかかった病気やケガ、いつ頃からどのような変化があったかなど**具体的に記したメモ**などを持参する。
- ・医師から聞いた話をメモする。

＜本人が病院へ行きたがらない場合＞

- ・かかりつけ医と相談し、本人に働きかけてもらう。
- ・**本人が信頼している人から受診を勧める。**
- ・「健康診断」として、認知症の診断ができる医師がいる病院を受診し、その延長として脳の検査に誘う。

第5章 その他のサービス

これまで説明してきた支援や制度以外のことについても、幅広く情報提供することが、本人や家族にとって負担の軽減につながります。

個々の状況について話を聞いた上で、有効活用されるように適切な助言をしましょう。



(1) 生命保険の受取・住宅ローンの支払免除

生命保険を契約している場合、約款に定められた所定の「高度障害状態」になると、高度障害保険金を請求できる場合があります。

障害が重度の場合は該当するかどうかなど、生命保険会社に確認が必要です。

また、住宅ローンを組む金融機関で「団体信用生命保険」の加入を条件にしている場合で「高度障害状態」に該当すると認められれば、住宅ローンの残債務が弁済されることがあります。ただし、契約した時の住宅ローンによって内容が異なりますので、融資を受けた金融機関に直接確認をしてください。また、高度障害状態になってから、債務弁済請求までの期間を設けている場合もあるので、注意が必要です。

(2) 静岡県ゆずりあい駐車場制度 (P73 参照)

公共施設や商業施設等多くの人が利用する施設に整備されている身体障害者用駐車場の利用適正化を図るため、県では「静岡県ゆずりあい駐車場制度」を平成 23 年 1 月から一部市町で先行実施していましたが、平成 25 年 2 月から県下全域で利用証を交付しています。

【利用証交付対象者】

県内に居住又は通勤等しており、以下のいずれかに該当する者

- 現に歩行が困難であり、かつ、身体障害者、要介護高齢者、知的障害者、精神障害者若しくは難病患者で一定以上の障害等がある者（有効期限なし）
- 現に歩行が困難な妊産婦（有効期限あり）

【利用証の種類】

車いす常時利用者用と一般障害者用に分かれています。

(車いす常時利用者用)

(一般障害者等用)



(3) 車の運転 (P72 参照)

運転免許証の更新を希望する 75 歳以上の高齢運転者に対しては、認知機能検査を行うことが義務付けられています。運転者が「認知症」の場合、年齢に関係なく、「公安委員会による『運転免許を取り消す』、又は、『免許の効力を停止する』ことができる」と道路交通法で定められています。

本人が納得し、免許証を返納することが望ましいですが、本人の思いやプライドもあるので、十分な配慮の上、主治医から話してもらうことも良い方法です。

警察署や運転免許センターには、運転免許についての運転適性相談窓口があり、運転に不安がある場合の免許の更新や運転の継続について相談できます。

<認知症の人の運転に対する家族の対応の例>

○家族が運転する車に乗ってもらう

家族が通院や買い物、ドライブなどに連れて行くと、自分で運転したい気持ちが落ち着くこともあります。



○子どもや孫が説得する

○友人や近所の人に説得してもらう

友人や近所の人に説得してもらうように頼んだことにより、家族が味方だと思われることもあります。



○自動車販売・修理店に協力してもらう

自動車の広告を見て、車を買おうとすることもあるので、販売店に事情を説明しておきます。また、車検の時期に車を売却あるいは廃車にするよう、修理店などに協力を求めます。



<道路交通法の一部改正について>

平成 27 年 6 月に成立した改正道路交通法（平成 29 年 6 月までに施行）では、75 歳以上の高齢運転者は、運転免許の更新時に受ける認知機能検査で認知症の疑いがあると分かれば、医師の診断を受けることが義務付けられました。

(4) ふじのくに型福祉サービス (P73 参照)

年齢や障害の有無に関わらず、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるような“垣根のない福祉”をコンセプトにした、静岡県が市町、団体、事業所等と協働で推進している福祉サービスの理念です。「居場所」、「ワンストップ相談」、「共生型福祉施設」の3本の柱から成っているのが特徴です(図)。

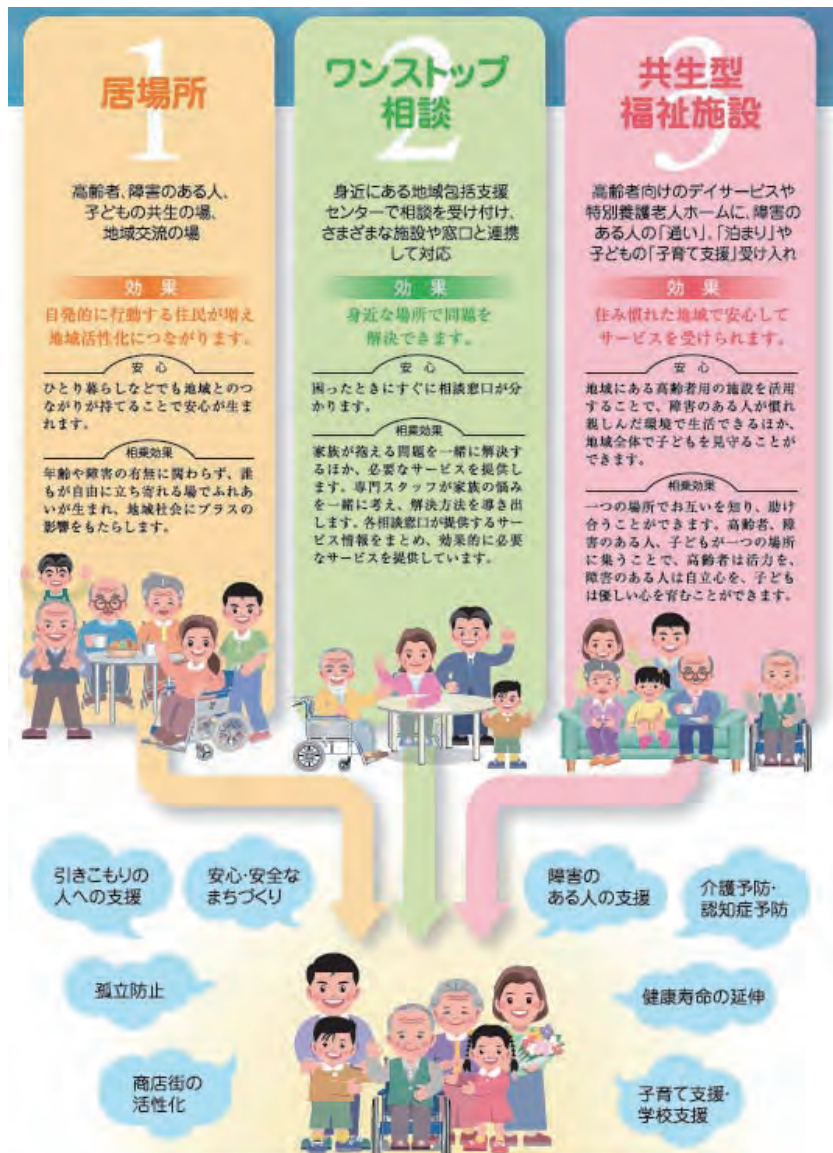


図 ふじのくに型福祉サービスの概念

(5) 認知症カフェ

認知症の人の介護者の負担を軽減するため、認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場所のことで、県内にも認知症カフェの設置が広がりつつあります。



認知症カフェの様子

第6章 相談窓口の紹介

- ◇市町担当課（医療・介護等）
- ◇市町担当課（生活保護・生活困窮者自立支援制度）
- ◇障害者のための総合相談窓口
- ◇地域包括支援センター
- ◇認知症疾患医療センター
- ◇年金事務所
- ◇税務署
- ◇ハローワーク（公共職業安定所）
- ◇地域障害者職業センター
- ◇障害者就業・生活支援センター
- ◇静岡県社会福祉協議会・市町社会福祉協議会
- ◇警察署・運転免許センター
- ◇静岡県担当課
- ◇その他の相談窓口等



相談窓口の紹介

◇市町担当課（医療・介護等）

市町	担当業務	担当課	電話番号
下田市	認知症（若年性認知症）に関する総合相談	市民保健課	0558-36-4146
	自立支援医療（精神通院医療）	福祉事務所	0558-22-2216
	高額療養費制度	市民保健課	0558-22-3922
	高額介護サービス費	市民保健課	0558-22-2077
	高額医療・高額介護合算療養費制度	市民保健課	0558-22-3922
	重度心身障害者医療費助成	福祉事務所	0558-22-2216
	障害者手帳（身体障害者手帳）	福祉事務所	0558-22-2216
	障害者手帳（精神障害者保健福祉手帳）	福祉事務所	0558-22-2216
	障害者総合支援法によるサービス	福祉事務所	0558-22-2216
	障害（基礎）年金	市民保健課	0558-22-3922
	特別障害者手当	福祉事務所	0558-22-2216
	住民税の控除（特別障害者・障害者・医療費控除）	税務課	0558-22-2218
	国民健康保険料（税）の減免	市民保健課	0558-22-3922
	国民年金保険料の免除制度	市民保健課	0558-22-3922
東伊豆町	認知症（若年性認知症）に関する総合相談	健康づくり課 （地域包括支援センター）	0557-95-1106
	自立支援医療（精神通院医療）	住民福祉課	0557-95-6204
	高額療養費制度	健康づくり課	0557-95-6304
	高額介護サービス費	健康づくり課	0557-95-1124
	高額医療・高額介護合算療養費制度	健康づくり課	0557-95-1124
	重度心身障害者医療費助成	住民福祉課	0557-95-6204
	障害者手帳（身体障害者手帳）	住民福祉課	0557-95-6204
	障害者手帳（精神障害者保健福祉手帳）	住民福祉課	0557-95-6204
	障害者総合支援法によるサービス	住民福祉課	0557-95-6204
	障害（基礎）年金	健康づくり課	0557-95-6304
	特別障害者手当	住民福祉課	0557-95-6204
	住民税の控除（特別障害者・障害者・医療費控除）	税務課	0557-95-6201
	国民健康保険料（税）の減免	健康づくり課	0557-95-6304
	国民年金保険料の免除制度	健康づくり課	0557-95-6304
河津町	認知症（若年性認知症）に関する総合相談	保健福祉課	0558-34-1937
	自立支援医療（精神通院医療）	保健福祉課	0558-34-1937
	高額療養費制度	町民生活課	0558-34-1932
	高額介護サービス費	保健福祉課	0558-34-1937
	高額医療・高額介護合算療養費制度	（介護）保健福祉課	0558-34-1937
		（医療）町民生活課	0558-34-1932

河津町	重度心身障害者医療費助成	保健福祉課	0558-34-1937
	障害者手帳（身体障害者手帳）	保健福祉課	0558-34-1937
	障害者手帳（精神障害者保健福祉手帳）	保健福祉課	0558-34-1937
	障害者総合支援法によるサービス	保健福祉課	0558-34-1937
	障害（基礎）年金	町民生活課	0558-34-1932
	特別障害者手当	保健福祉課	0558-34-1937
	住民税の控除（特別障害者・障害者・医療費控除）	保健福祉課	0558-34-1937
	国民健康保険料（税）の減免	町民生活課	0558-34-1928
	国民年金保険料の免除制度	町民生活課	0558-34-1932
南伊豆町	認知症（若年性認知症）に関する総合相談	健康福祉課	0558-62-6233
	自立支援医療（精神通院医療）	健康福祉課	0558-62-6233
	高額療養費制度	健康福祉課	0558-62-6233
	高額介護サービス費	健康福祉課	0558-62-6233
	高額医療・高額介護合算療養費制度	健康福祉課	0558-62-6233
	重度心身障害者医療費助成	健康福祉課	0558-62-6233
	障害者手帳（身体障害者手帳）	健康福祉課	0558-62-6233
	障害者手帳（精神障害者保健福祉手帳）	健康福祉課	0558-62-6233
	障害者総合支援法によるサービス	健康福祉課	0558-62-6233
	障害（基礎）年金	町民課	0558-62-6222
	特別障害者手当	健康福祉課	0558-62-6233
	住民税の控除（特別障害者・障害者・医療費控除）	町民課	0558-62-6222
	国民健康保険料（税）の減免	町民課	0558-62-6222
	国民年金保険料の免除制度	町民課	0558-62-6222
松崎町	認知症（若年性認知症）に関する総合相談	健康福祉課	0558-42-3966
	自立支援医療（精神通院医療）	健康福祉課	0558-42-3966
	高額療養費制度	健康福祉課	0558-42-3966
	高額介護サービス費	健康福祉課	0558-42-3966
	高額医療・高額介護合算療養費制度	健康福祉課	0558-42-3966
	重度心身障害者医療費助成	健康福祉課	0558-42-3966
	障害者手帳（身体障害者手帳）	健康福祉課	0558-42-3966
	障害者手帳（精神障害者保健福祉手帳）	健康福祉課	0558-42-3966
	障害者総合支援法によるサービス	健康福祉課	0558-42-3966
	障害（基礎）年金	健康福祉課	0558-42-3966
	特別障害者手当	健康福祉課	0558-42-3966
	住民税の控除（特別障害者・障害者・医療費控除）	窓口税務課	0558-42-3968
	国民健康保険料（税）の減免	健康福祉課	0558-42-3966
	国民年金保険料の免除制度	健康福祉課	0558-42-3966
西伊豆町	認知症（若年性認知症）に関する総合相談	健康増進課	0558-52-1116
	自立支援医療（精神通院医療）	環境福祉課	0558-52-1961
	高額療養費制度	健康増進課	0558-52-1116

西伊豆町	高額介護サービス費	健康増進課	0558-52-1116
	高額医療・高額介護合算療養費制度	健康増進課	0558-52-1116
	重度心身障害者医療費助成	環境福祉課	0558-52-1961
	障害者手帳（身体障害者手帳）	環境福祉課	0558-52-1961
	障害者手帳（精神障害者保健福祉手帳）	環境福祉課	0558-52-1961
	障害者総合支援法によるサービス	環境福祉課	0558-52-1961
	障害（基礎）年金	窓口税務課	0558-52-1112
	特別障害者手当	環境福祉課	0558-52-1961
	住民税の控除（特別障害者・障害者・医療費控除）	窓口税務課	0558-52-1113
	国民健康保険料（税）の減免	窓口税務課	0558-52-1113
	国民年金保険料の免除制度	窓口税務課	0558-52-1112
熱海市	認知症（若年性認知症）に関する総合相談	長寿介護課	0557-86-6336
	自立支援医療（精神通院医療）	社会福祉課	0557-86-6335
	高額療養費制度	市民生活課	0557-86-6261
	高額介護サービス費	長寿介護課	0557-86-6316
	高額医療・高額介護合算療養費制度	市民生活課	0557-86-6258
		長寿介護課	0557-86-6316
	重度心身障害者医療費助成	社会福祉課	0557-86-6334
	障害者手帳（身体障害者手帳）	社会福祉課	0557-86-6334
	障害者手帳（精神障害者保健福祉手帳）	社会福祉課	0557-86-6335
	障害者総合支援法によるサービス	社会福祉課	0557-86-6347
	障害（基礎）年金	市民生活課	0557-86-6261
	特別障害者手当	社会福祉課	0557-86-6334
	住民税の控除（特別障害者・障害者・医療費控除）	長寿介護課	0557-86-6283
	国民健康保険料（税）の減免	税務課	0557-86-6142
	国民年金保険料の免除制度	市民生活課	0557-86-6260
伊東市	認知症（若年性認知症）に関する総合相談	高齢者福祉課	0557-32-1561
	自立支援医療（精神通院医療）	社会福祉課	0557-32-1532
	高額療養費制度	保険年金課	0557-32-1621
	高額介護サービス費	高齢者福祉課	0557-32-1563
	高額医療・高額介護合算療養費制度	(医療) 保険年金課	0557-32-1621
		(介護) 高齢者福祉課	0557-32-1563
	重度心身障害者医療費助成	社会福祉課	0557-32-1533
	障害者手帳（身体障害者手帳）	社会福祉課	0557-32-1532
	障害者手帳（精神障害者保健福祉手帳）	社会福祉課	0557-32-1532
	障害者総合支援法によるサービス	社会福祉課	0557-32-1532
	障害（基礎）年金	保険年金課	0557-32-1625
	特別障害者手当	社会福祉課	0557-32-1532
	住民税の控除（特別障害者・障害者・医療費控除）	課税課	0557-32-1271
	国民健康保険料（税）の減免	保険年金課	0557-32-1622

伊東市	国民年金保険料の免除制度	保険年金課	0557-32-1625
沼津市	認知症（若年性認知症）に関する総合相談	長寿福祉課	055-934-4835
	自立支援医療（精神通院医療）	障害福祉課	055-934-4831
	高額療養費制度	国民健康保険課	055-934-4725
	高額介護サービス費	介護保険課	055-934-4874
	高額医療・高額介護合算療養費制度	国民健康保険課	055-934-4725
	重度心身障害者医療費助成	障害福祉課	055-934-4829
	障害者手帳（身体障害者手帳）	障害福祉課	055-934-4831
	障害者手帳（精神障害者保健福祉手帳）	障害福祉課	055-934-4831
	障害者総合支援法によるサービス	障害福祉課	055-934-4830
	障害（基礎）年金	市民課	055-934-4724
	特別障害者手当	障害福祉課	055-934-4829
	住民税の控除（特別障害者・障害者・医療費控除）	市民税課	055-934-4735
	国民健康保険料（税）の減免	国民健康保険課	055-934-4726
	国民年金保険料の免除制度	市民課	055-934-4724
三島市	認知症（若年性認知症）に関する総合相談	長寿介護課	055-983-2689
	自立支援医療（精神通院医療）	障がい福祉課	055-983-2612
	高額療養費制度	保険年金課	055-983-2604
	高額介護サービス費	長寿介護課	055-983-2607
	高額医療・高額介護合算療養費制度	長寿介護課	055-983-2607
	重度心身障害者医療費助成	障がい福祉課	055-983-2612
	障害者手帳（身体障害者手帳）	障がい福祉課	055-983-2612
	障害者手帳（精神障害者保健福祉手帳）	障がい福祉課	055-983-2612
	障害者総合支援法によるサービス	障がい福祉課	055-983-2691
	障害（基礎）年金	保険年金課	055-983-2606
	特別障害者手当	障がい福祉課	055-983-2612
	住民税の控除（特別障害者・障害者・医療費控除）	市民税課	055-983-2626
	国民健康保険料（税）の減免	市民税課	055-983-2626
	国民年金保険料の免除制度	保険年金課	055-983-2606
裾野市	認知症（若年性認知症）に関する総合相談	介護保険課	055-995-1821
	自立支援医療（精神通院医療）	障がい福祉課	055-995-1820
	高額療養費制度	国保年金課	055-995-1814
	高額介護サービス費	介護保険課	055-995-1821
	高額医療・高額介護合算療養費制度	国保年金課	055-995-1814
	重度心身障害者医療費助成	障がい福祉課	055-995-1820
	障害者手帳（身体障害者手帳）	障がい福祉課	055-995-1820
	障害者手帳（精神障害者保健福祉手帳）	障がい福祉課	055-995-1820
	障害者総合支援法によるサービス	障がい福祉課	055-995-1820
	障害（基礎）年金	国保年金課	055-995-1813
	特別障害者手当	障がい福祉課	055-995-1820

裾野市	住民税の控除（特別障害者・障害者・医療費控除）	障がい福祉課	055-995-1820
	国民健康保険料（税）の減免	課税課	055-995-1810
	国民年金保険料の免除制度	国保年金課	055-995-1813
伊豆市	認知症（若年性認知症）に関する総合相談	健康支援課	0558-72-9860
	自立支援医療（精神通院医療）	社会福祉課	0558-72-9863
	高額療養費制度	保険課	0558-72-9856
	高額介護サービス費	保険課	0558-74-0150
	高額医療・高額介護合算療養費制度	保険課	0558-72-9856
	重度心身障害者医療費助成	社会福祉課	0558-72-9863
	障害者手帳（身体障害者手帳）	社会福祉課	0558-72-9863
	障害者手帳（精神障害者保健福祉手帳）	社会福祉課	0558-72-9863
	障害者総合支援法によるサービス	社会福祉課	0558-72-9863
	障害（基礎）年金	市民課	0558-72-9858
	特別障害者手当	社会福祉課	0558-72-9863
	住民税の控除（特別障害者・障害者・医療費控除）	税務課	0558-72-9854
	国民健康保険料（税）の減免	税務課	0558-72-9854
	国民年金保険料の免除制度	市民課	0558-72-9858
	伊豆の国市	認知症（若年性認知症）に関する総合相談	保健福祉・子ども・子育て相談センター
自立支援医療（精神通院医療）		障がい福祉課	0558-76-8007
高額療養費制度		障がい福祉課	0558-76-8007
高額介護サービス費		障がい福祉課	0558-76-8007
高額医療・高額介護合算療養費制度		障がい福祉課	0558-76-8007
重度心身障害者医療費助成		障がい福祉課	0558-76-8007
障害者手帳（身体障害者手帳）		障がい福祉課	0558-76-8007
障害者手帳（精神障害者保健福祉手帳）		障がい福祉課	0558-76-8007
障害者総合支援法によるサービス		障がい福祉課	0558-76-8007
障害（基礎）年金		障がい福祉課	0558-76-8007
特別障害者手当		障がい福祉課	0558-76-8007
住民税の控除（特別障害者・障害者・医療費控除）		税務課	055-948-2918
国民健康保険料（税）の減免		国保年金課	055-948-2905
国民年金保険料の免除制度		国保年金課	055-948-2905
函南町		認知症（若年性認知症）に関する総合相談	福祉課
	自立支援医療（精神通院医療）	福祉課	055-979-8127
	高額療養費制度	住民課	055-979-8111
	高額介護サービス費	福祉課	055-979-8126
	高額医療・高額介護合算療養費制度	福祉課	055-979-8126
	重度心身障害者医療費助成	福祉課	055-979-8127
	障害者手帳（身体障害者手帳）	福祉課	055-979-8127
	障害者手帳（精神障害者保健福祉手帳）	福祉課	055-979-8127
	障害者総合支援法によるサービス	福祉課	055-979-8127

函南町	障害（基礎）年金	住民課	055-979-8111
	特別障害者手当	福祉課	055-979-8127
	住民税の控除（特別障害者・障害者・医療費控除）	税務課	055-979-8109
	国民健康保険料（税）の減免	住民課	055-979-8111
	国民年金保険料の免除制度	住民課	055-979-8111
清水町	認知症（若年性認知症）に関する総合相談	長寿介護課	055-981-8207
	自立支援医療（精神通院医療）	健康福祉課	055-981-8204
	高額療養費制度	住民課	055-981-8209
	高額介護サービス費	長寿介護課	055-981-8213
	高額医療・高額介護合算療養費制度	住民課	055-981-8209
	重度心身障害者医療費助成	健康福祉課	055-981-8204
	障害者手帳（身体障害者手帳）	健康福祉課	055-981-8204
	障害者手帳（精神障害者保健福祉手帳）	健康福祉課	055-981-8204
	障害者総合支援法によるサービス	健康福祉課	055-981-8204
	障害（基礎）年金	住民課	055-981-8209
	特別障害者手当	健康福祉課	055-981-8204
	住民税の控除（特別障害者・障害者・医療費控除）	税務課	055-981-8218
	国民健康保険料（税）の減免	住民課	055-981-8209
	国民年金保険料の免除制度	住民課	055-981-8209
長泉町	認知症（若年性認知症）に関する総合相談	長寿介護課 （地域包括支援センター）	055-989-5519
	自立支援医療（精神通院医療）	福祉保険課	055-989-5512
	高額療養費制度	福祉保険課	055-989-5513
	高額介護サービス費	長寿介護課	055-989-5511
	高額医療・高額介護合算療養費制度	（医療）福祉保険課	055-989-5513
		（介護）長寿介護課	055-989-5511
	重度心身障害者医療費助成	福祉保険課	055-989-5512
	障害者手帳（身体障害者手帳）	福祉保険課	055-989-5512
	障害者手帳（精神障害者保健福祉手帳）	福祉保険課	055-989-5512
	障害者総合支援法によるサービス	福祉保険課	055-989-5512
	障害（基礎）年金	福祉保険課	055-989-5513
	特別障害者手当	福祉保険課	055-989-5512
	住民税の控除（特別障害者・障害者・医療費控除）	税務課	055-989-5506
	国民健康保険料（税）の減免	税務課	055-989-5506
国民年金保険料の免除制度	福祉保険課	055-989-5513	
御殿場市	認知症（若年性認知症）に関する総合相談	介護福祉課	0550-83-1463
	自立支援医療（精神通院医療）	社会福祉課	0550-82-4238
	高額療養費制度	国保年金課	0550-82-4121
	高額介護サービス費	介護福祉課	0550-82-4134
	高額医療・高額介護合算療養費制度	国保年金課	0550-82-4121

御殿場市	重度心身障害者医療費助成	社会福祉課	0550-82-4238
	障害者手帳（身体障害者手帳）	社会福祉課	0550-82-4238
	障害者手帳（精神障害者保健福祉手帳）	社会福祉課	0550-82-4238
	障害者総合支援法によるサービス	社会福祉課	0550-82-4238
	障害（基礎）年金	国保年金課	0550-82-4122
	特別障害者手当	社会福祉課	0550-82-4238
	住民税の控除（特別障害者・障害者・医療費控除）	課税課	0550-82-4129
	国民健康保険料（税）の減免	国保年金課	0550-83-1255
	国民年金保険料の免除制度	国保年金課	0550-82-4122
小山町	認知症（若年性認知症）に関する総合相談	住民福祉課	0550-76-6669
	自立支援医療（精神通院医療）	健康増進課	0550-76-6666
	高額療養費制度	住民福祉課	0550-76-6100
	高額介護サービス費	住民福祉課	0550-76-6669
	高額医療・高額介護合算療養費制度	住民福祉課	0550-76-6100
	重度心身障害者医療費助成	住民福祉課	0550-76-6661
	障害者手帳（身体障害者手帳）	住民福祉課	0550-76-6661
	障害者手帳（精神障害者保健福祉手帳）	健康増進課	0550-76-6666
	障害者総合支援法によるサービス	住民福祉課	0550-76-6661
	障害（基礎）年金	住民福祉課	0550-76-6101
	特別障害者手当	住民福祉課	0550-76-6661
	住民税の控除（特別障害者・障害者・医療費控除）	税務課	0550-76-6102
	国民健康保険料（税）の減免	住民福祉課	0550-76-6100
	国民年金保険料の免除制度	住民福祉課	0550-76-6100
富士宮市	認知症（若年性認知症）に関する総合相談	地域包括支援センター	0544-22-1591
	自立支援医療（精神通院医療）	介護障害支援課	0544-22-1145
	高額療養費制度	保険年金課	0544-22-1138
	高額介護サービス費	介護障害支援課	0544-22-1141
	高額医療・高額介護合算療養費制度	介護障害支援課	0544-22-1141
		保険年金課	0544-22-1138
	重度心身障害者医療費助成	介護障害支援課	0544-22-1145
	障害者手帳（身体障害者手帳）	介護障害支援課	0544-22-1145
	障害者手帳（精神障害者保健福祉手帳）	介護障害支援課	0544-22-1145
	障害者総合支援法によるサービス	介護障害支援課	0544-22-1145
	障害（基礎）年金	保険年金課	0544-22-1139
	特別障害者手当	介護障害支援課	0544-22-1145
	住民税の控除（特別障害者・障害者・医療費控除）	市民税課	0544-22-1126
	国民健康保険料（税）の減免	保険年金課	0544-22-1138
国民年金保険料の免除制度	保険年金課	0544-22-1139	
富士市	認知症（若年性認知症）に関する総合相談	介護保険課	0545-55-2767
	自立支援医療（精神通院医療）	障害福祉課	0545-55-2759

富士市	高額療養費制度	国保年金課	0545-55-2751
	高額介護サービス費	介護保険課	0545-55-2766
	高額医療・高額介護合算療養費制度	介護保険課	0545-55-2766
	重度心身障害者医療費助成	障害福祉課	0545-55-2759
	障害者手帳（身体障害者手帳）	障害福祉課	0545-55-2759
	障害者手帳（精神障害者保健福祉手帳）	障害福祉課	0545-55-2759
	障害者総合支援法によるサービス	障害福祉課	0545-55-2761
	障害（基礎）年金	国保年金課	0545-55-2755
	特別障害者手当	障害福祉課	0545-55-2759
	住民税の控除（特別障害者・障害者・医療費控除）	市民税課	0545-55-2734
	国民健康保険料（税）の減免	国保年金課	0545-55-2752
	国民年金保険料の免除制度	国保年金課	0545-55-2755
静岡市	認知症（若年性認知症）に関する総合相談	高齢者福祉課	054-221-1203
	自立支援医療（精神通院医療）	保健所精神保健福祉課	054-249-3175
		保健所清水支所	054-354-2168
		蒲原保健福祉センター	054-385-5670
	高額療養費制度	葵区保険年金課	054-221-1070
		駿河区保険年金課	054-287-8621
		清水区保険年金課	054-354-2141
	高額介護サービス費	葵福祉事務所高齢介護課	054-221-1180
		駿河福祉事務所高齢介護課	054-287-8679
		清水福祉事務所高齢介護課	054-354-2110
		清水福祉事務所蒲原出張所	054-385-7790
	高額医療・高額介護合算療養費制度	葵区保険年金課	054-221-1070
		駿河区保険年金課	054-287-8621
		清水区保険年金課	054-354-2141
	重度心身障害者医療費助成	葵福祉事務所障害者支援課	054-221-1099
		駿河福祉事務所障害者支援課	054-287-8690
		清水福祉事務所障害者支援課	054-354-2106
		清水福祉事務所蒲原出張所	054-385-7790
		保健所精神保健福祉課	054-249-3175
		保健所清水支所	054-354-2168
	障害者手帳（身体障害者手帳）	葵福祉事務所障害者支援課	054-221-1099
		駿河福祉事務所障害者支援課	054-287-8690
		清水福祉事務所障害者支援課	054-354-2106
清水福祉事務所蒲原出張所		054-385-7790	
障害者手帳（精神障害者保健福祉手帳）	保健所精神保健福祉課	054-249-3175	
	保健所清水支所	054-354-2168	
	蒲原保健福祉センター	054-385-5670	
障害者総合支援法によるサービス	葵福祉事務所障害者支援課	054-221-1099	

静岡市	障害者総合支援法によるサービス	駿河福祉事務所障害者支援課	054-287-8690
		清水福祉事務所障害者支援課	054-354-2106
		清水福祉事務所蒲原出張所	054-385-7790
		保健所精神保健福祉課	054-249-3175
		保健所清水支所	054-354-2168
		蒲原保健福祉センター	054-385-5670
	障害（基礎）年金	葵区保険年金課	054-221-1065
		駿河区保険年金課	054-287-8624
		清水区保険年金課	054-354-2134
	特別障害者手当	葵福祉事務所障害者支援課	054-221-1099
		駿河福祉事務所障害者支援課	054-287-8690
		清水福祉事務所障害者支援課	054-354-2106
		清水福祉事務所蒲原出張所	054-385-7790
	住民税の控除（特別障害者・障害者・医療費控除）	葵市税事務所	054-221-1041
		駿河市税事務所	054-287-8662
		清水市税事務所	054-354-2072
	国民健康保険料（税）の減免	葵区保険年金課	054-221-1070
		駿河区保険年金課	054-287-8621
		清水区保険年金課	054-354-2141
	国民年金保険料の免除制度	葵区保険年金課	054-221-1065
		駿河区保険年金課	054-287-8624
清水区保険年金課		054-354-2134	
島田市	認知症（若年性認知症）に関する総合相談	長寿介護課	0547-34-3288
	自立支援医療（精神通院医療）	福祉課	0547-36-7154
	高額療養費制度	国保年金課	0547-36-7151
	高額介護サービス費	長寿介護課	0547-34-3287
	高額医療・高額介護合算療養費制度	国保年金課	0547-36-7151
	重度心身障害者医療費助成	福祉課	0547-36-7154
	障害者手帳（身体障害者手帳）	福祉課	0547-36-7154
	障害者手帳（精神障害者保健福祉手帳）	福祉課	0547-36-7154
	障害者総合支援法によるサービス	福祉課	0547-36-7154
	障害（基礎）年金	国保年金課	0547-36-7151
	特別障害者手当	福祉課	0547-36-7154
	住民税の控除（特別障害者・障害者・医療費控除）	課税課	0547-36-7140
	国民健康保険料（税）の減免	国保年金課	0547-36-7178
	国民年金保険料の免除制度	国保年金課	0547-36-7151
	焼津市	認知症（若年性認知症）に関する総合相談	長寿福祉課
自立支援医療（精神通院医療）		地域福祉課	054-626-1127
高額療養費制度		保険年金課	054-626-1112
高額介護サービス費		長寿福祉課	054-626-1159

焼津市	高額医療・高額介護合算療養費制度	保険年金課	054-626-1112
	重度心身障害者医療費助成	地域福祉課	054-626-1127
	障害者手帳（身体障害者手帳）	地域福祉課	054-626-1127
	障害者手帳（精神障害者保健福祉手帳）	地域福祉課	054-626-1127
	障害者総合支援法によるサービス	地域福祉課	054-626-1127
	障害（基礎）年金	保険年金課	054-626-1114
	特別障害者手当	地域福祉課	054-626-1127
	住民税の控除（特別障害者・障害者・医療費控除）	課税課	054-626-2149
	国民健康保険料（税）の減免	保険年金課	054-626-1113
	国民年金保険料の免除制度	保険年金課	054-626-1114
	藤枝市	認知症（若年性認知症）に関する総合相談	地域包括ケア推進室
自立支援医療（精神通院医療）		自立支援課	054-643-3294
高額療養費制度		国保年金課	054-643-3349
高額介護サービス費		介護福祉課	054-643-3144
高額医療・高額介護合算療養費制度		国保年金課	054-643-3349
		介護福祉課	054-643-3144
重度心身障害者医療費助成		自立支援課	054-643-3294
障害者手帳（身体障害者手帳）		自立支援課	054-643-3294
障害者手帳（精神障害者保健福祉手帳）		自立支援課	054-643-3294
障害者総合支援法によるサービス		自立支援課	054-643-3149
障害（基礎）年金		国保年金課	054-643-3143
特別障害者手当		自立支援課	054-643-3294
住民税の控除（特別障害者・障害者・医療費控除）		課税課	054-643-3187
国民健康保険料（税）の減免		国保年金課	054-643-3303
国民年金保険料の免除制度		国保年金課	054-643-3143
牧之原市	認知症（若年性認知症）に関する総合相談	高齢者福祉課	0548-23-0074
	自立支援医療（精神通院医療）	社会福祉課	0548-23-0072
	高額療養費制度	市民課	0548-23-0023
	高額介護サービス費	高齢者福祉課	0548-23-0076
	高額医療・高額介護合算療養費制度	市民課	0548-23-0023
	重度心身障害者医療費助成	社会福祉課	0548-23-0072
	障害者手帳（身体障害者手帳）	社会福祉課	0548-23-0072
	障害者手帳（精神障害者保健福祉手帳）	社会福祉課	0548-23-0072
	障害者総合支援法によるサービス	社会福祉課	0548-23-0072
	障害（基礎）年金	市民課	0548-23-0023
	特別障害者手当	社会福祉課	0548-23-0072
	住民税の控除（特別障害者・障害者・医療費控除）	税務課	0548-23-0035
	国民健康保険料（税）の減免	税務課	0548-23-0035
	国民年金保険料の免除制度	市民課	0548-23-0023
吉田町	認知症（若年性認知症）に関する総合相談	高齢者支援課	0548-33-2105

吉田町	自立支援医療（精神通院医療）	社会福祉課	0548-33-2104
	高額療養費制度	町民課	0548-33-2103
	高額介護サービス費	高齢者支援課	0548-33-2106
	高額医療・高額介護合算療養費制度	高齢者支援課	0548-33-2106
	重度心身障害者医療費助成	社会福祉課	0548-33-2104
	障害者手帳（身体障害者手帳）	社会福祉課	0548-33-2104
	障害者手帳（精神障害者保健福祉手帳）	社会福祉課	0548-33-2104
	障害者総合支援法によるサービス	社会福祉課	0548-33-2104
	障害（基礎）年金	町民課	0548-33-2103
	特別障害者手当	社会福祉課	0548-33-2104
	住民税の控除（特別障害者・障害者・医療費控除）	税務課	0548-33-2107
	国民健康保険料（税）の減免	税務課	0548-33-2107
	国民年金保険料の免除制度	町民課	0548-33-2103
	川根本町	認知症（若年性認知症）に関する総合相談	福祉課
自立支援医療（精神通院医療）		福祉課	0547-56-2224
高額療養費制度		生活健康課	0547-56-2222
高額介護サービス費		福祉課	0547-56-2224
高額医療・高額介護合算療養費制度		福祉課	0547-56-2224
重度心身障害者医療費助成		福祉課	0547-56-2224
障害者手帳（身体障害者手帳）		福祉課	0547-56-2224
障害者手帳（精神障害者保健福祉手帳）		福祉課	0547-56-2224
障害者総合支援法によるサービス		福祉課	0547-56-2224
障害（基礎）年金		生活健康課	0547-56-2222
特別障害者手当		福祉課	0547-56-2224
住民税の控除（特別障害者・障害者・医療費控除）		税務課	0547-56-2223
国民健康保険料（税）の減免		税務課	0547-56-2223
国民年金保険料の免除制度		生活健康課	0547-56-2222
生活保護		福祉課	0547-56-2224
浜松市		認知症（若年性認知症）に関する総合相談	高齢者福祉課
	自立支援医療（精神通院医療） 重度心身障害者医療費助成 障害者手帳（身体障害者手帳） 障害者手帳（精神障害者保健福祉手帳） 障害者総合支援法によるサービス 特別障害者手当	中区社会福祉課	053-457-2057
		東区社会福祉課	053-424-0176
		西区社会福祉課	053-597-1159
		南区社会福祉課	053-425-1485
		北区社会福祉課	053-523-2898
		浜北区社会福祉課	053-585-1697
		天竜区社会福祉課	053-922-0024
	高額療養費制度	中区長寿保険課	053-457-2216
		東区長寿保険課	053-424-0183
		西区長寿保険課	053-597-1166
		南区長寿保険課	053-425-1582

浜松市	高額療養費制度	北区長寿保険課	053-523-2864
		浜北区長寿保険課	053-585-1125
		天竜区長寿保険課	053-922-0021
	高額介護サービス費	中区長寿保険課	053-457-2324
		東区長寿保険課	053-424-0184
		西区長寿保険課	053-597-1119
		南区長寿保険課	053-425-1572
		北区長寿保険課	053-523-2863
		浜北区長寿保険課	053-585-1122
		天竜区長寿保険課	053-922-0065
	高額医療・高額介護合算療養費制度（医療）	中区長寿保険課	053-457-2216
		東区長寿保険課	053-424-0183
		西区長寿保険課	053-597-1166
		南区長寿保険課	053-425-1582
		北区長寿保険課	053-523-2864
		浜北区長寿保険課	053-585-1125
	高額医療・高額介護合算療養費制度（介護）	中区長寿保険課	053-457-2324
		東区長寿保険課	053-424-0184
		西区長寿保険課	053-597-1119
		南区長寿保険課	053-425-1572
		北区長寿保険課	053-523-2863
		浜北区長寿保険課	053-585-1122
		天竜区長寿保険課	053-922-0065
	障害（基礎）年金	中区長寿保険課	053-457-2211
		東区長寿保険課	053-424-0183
		西区長寿保険課	053-597-1166
南区長寿保険課		053-425-1582	
北区長寿保険課		053-523-2864	
浜北区長寿保険課		053-585-1125	
住民税の控除（特別障害者・障害者・医療費控除）	市民税課	053-457-2145	
国民健康保険料（税）の減免	中区長寿保険課	053-457-2216	
	東区長寿保険課	053-424-0183	
	西区長寿保険課	053-597-1166	
	南区長寿保険課	053-425-1582	
	北区長寿保険課	053-523-2864	
	浜北区長寿保険課	053-585-1125	
国民年金保険料の免除制度	天竜区長寿保険課	053-922-0021	
	中区長寿保険課	053-457-2211	

浜松市	国民年金保険料の免除制度	東区長寿保険課	053-424-0183
		西区長寿保険課	053-597-1166
		南区長寿保険課	053-425-1582
		北区長寿保険課	053-523-2864
		浜北区長寿保険課	053-585-1125
		天竜区長寿保険課	053-922-0021
磐田市	認知症（若年性認知症）に関する総合相談	福祉課	0538-37-4831
	自立支援医療（精神通院医療）	福祉課	0538-37-4919
	高額療養費制度	国保年金課	0538-37-4833
	高額介護サービス費	福祉課	0538-37-4869
	高額医療・高額介護合算療養費制度	(国保)国保年金課	0538-37-4833
		(介護)福祉課	0538-37-4869
	重度心身障害者医療費助成	福祉課	0538-37-4919
	障害者手帳（身体障害者手帳）	福祉課	0538-37-4919
	障害者手帳（精神障害者保健福祉手帳）	福祉課	0538-37-4919
	障害者総合支援法によるサービス	福祉課	0538-37-4919
	障害（基礎）年金	国保年金課	0538-37-4833
	特別障害者手当	福祉課	0538-37-4919
	住民税の控除（特別障害者・障害者・医療費控除）	市税課	0538-37-4826
	国民健康保険料（税）の減免	国保年金課	0538-37-4863
国民年金保険料の免除制度	国保年金課	0538-37-4833	
掛川市	認知症（若年性認知症）に関する総合相談	高齢者支援課	0537-21-1142
	自立支援医療（精神通院医療）	福祉課	0537-21-1139
	高額療養費制度	国保年金課	0537-21-1143
	高額介護サービス費	高齢者支援課	0537-21-1196
	高額医療・高額介護合算療養費制度	(医療)国保年金課	0537-21-1143
		(介護)高齢者支援課	0537-21-1196
	重度心身障害者医療費助成	福祉課	0537-21-1139
	障害者手帳（身体障害者手帳）	福祉課	0537-21-1139
	障害者手帳（精神障害者保健福祉手帳）	福祉課	0537-21-1139
	障害者総合支援法によるサービス	福祉課	0537-21-1139
	障害（基礎）年金	国保年金課	0537-21-1143
	特別障害者手当	福祉課	0537-21-1139
	住民税の控除（特別障害者・障害者・医療費控除）	市税課	0537-21-1136
	国民健康保険料（税）の減免	市税課	0537-21-1136
国民年金保険料の免除制度	国保年金課	0537-21-1143	
袋井市	認知症（若年性認知症）に関する総合相談	地域包括ケア推進課	0538-84-7534
	自立支援医療（精神通院医療）	しあわせ推進課	0538-44-3114
	高額療養費制度	市民課	0538-44-3191
	高額介護サービス費	市民課	0538-44-3152

袋井市	高額医療・高額介護合算療養費制度	市民課	0538-44-3191
	重度心身障害者医療費助成	しあわせ推進課	0538-44-3114
	障害者手帳（身体障害者手帳）	しあわせ推進課	0538-44-3114
	障害者手帳（精神障害者保健福祉手帳）	しあわせ推進課	0538-44-3114
	障害者総合支援法によるサービス	しあわせ推進課	0538-44-3114
	障害（基礎）年金	市民課	0538-44-3113
	特別障害者手当	しあわせ推進課	0538-44-3114
	住民税の控除（特別障害者・障害者・医療費控除）	市民課	0538-44-3152
	税金の控除（障害者控除）	市民課	0538-44-3152
	国民健康保険料（税）の減免	市民課	0538-44-3113
	国民年金保険料の免除制度	市民課	0538-44-3113
湖西市	認知症（若年性認知症）に関する総合相談	長寿介護課	053-576-1212
	自立支援医療（精神通院医療）	地域福祉課	053-576-4532
	高額療養費制度	保険年金課	053-576-4585
	高額介護サービス費	長寿介護課	053-576-1104
	高額医療・高額介護合算療養費制度	保険年金課	053-576-4585
		長寿介護課	053-576-1104
	重度心身障害者医療費助成	地域福祉課	053-576-4532
	障害者手帳（身体障害者手帳）	地域福祉課	053-576-4532
	障害者手帳（精神障害者保健福祉手帳）	地域福祉課	053-576-4532
	障害者総合支援法によるサービス	地域福祉課	053-576-4532
	障害（基礎）年金	保険年金課	053-576-4585
	特別障害者手当	地域福祉課	053-576-4532
	住民税の控除（特別障害者・障害者・医療費控除）	税務課	053-576-1218
	国民健康保険料（税）の減免	保険年金課	053-576-4585
国民年金保険料の免除制度	保険年金課	053-576-4585	
御前崎市	認知症（若年性認知症）に関する総合相談	高齢者支援課 （地域包括支援センター）	0537-85-1167
	自立支援医療（精神通院医療）	福祉課	0537-85-1121
	高額療養費制度	国保健康課	0537-85-1171
	高額介護サービス費	高齢者支援課	0537-85-1118
	高額医療・高額介護合算療養費制度	高齢者支援課	0537-85-1118
		国保健康課	0537-85-1171
	重度心身障害者医療費助成	福祉課	0537-85-1121
	障害者手帳（身体障害者手帳）	福祉課	0537-85-1121
	障害者手帳（精神障害者保健福祉手帳）	福祉課	0537-85-1121
	障害者総合支援法によるサービス	福祉課	0537-85-1121
	障害（基礎）年金	国保健康課	0537-85-1171
	特別障害者手当	福祉課	0537-85-1121
	住民税の控除（特別障害者・障害者・医療費控除）	税務課	0537-85-1114

御前崎市	国民健康保険料（税）の減免	国保健康課	0537-85-1171
	国民年金保険料の免除制度	国保健康課	0537-85-1171
菊川市	認知症（若年性認知症）に関する総合相談	長寿介護課	0537-37-1254
	自立支援医療（精神通院医療）	福祉課	0537-37-1252
	高額療養費制度	市民課	0537-35-0915
	高額介護サービス費	長寿介護課	0537-37-1253
	高額医療・高額介護合算療養費制度	市民課	0537-35-0915
		長寿介護課	0537-37-1253
	重度心身障害者医療費助成	福祉課	0537-37-1252
	障害者手帳（身体障害者手帳）	福祉課	0537-37-1252
	障害者手帳（精神障害者保健福祉手帳）	福祉課	0537-37-1252
	障害者総合支援法によるサービス	福祉課	0537-37-1252
	障害（基礎）年金	市民課	0537-35-0915
	特別障害者手当	福祉課	0537-37-1252
	住民税の控除（特別障害者・障害者・医療費控除）	税務課	0537-35-0912
	国民健康保険料（税）の減免	税務課	0537-35-0912
	国民年金保険料の免除制度	市民課	0537-35-0915
森町	認知症（若年性認知症）に関する総合相談	保健福祉課	0538-85-6341
	自立支援医療（精神通院医療）	保健福祉課	0538-85-1800
	高額療養費制度	住民生活課	0538-85-6313
	高額介護サービス費	保健福祉課	0538-85-1800
	高額医療・高額介護合算療養費制度	住民生活課	0538-85-6313
	重度心身障害者医療費助成	保健福祉課	0538-85-1800
	障害者手帳（身体障害者手帳）	保健福祉課	0538-85-1800
	障害者手帳（精神障害者保健福祉手帳）	保健福祉課	0538-85-1800
	障害者総合支援法によるサービス	保健福祉課	0538-85-1800
	障害（基礎）年金	住民生活課	0538-85-6313
	特別障害者手当	保健福祉課	0538-85-1800
	住民税の控除（特別障害者・障害者・医療費控除）	税務課	0538-85-6308
	国民健康保険料（税）の減免	税務課	0538-85-6308
	国民年金保険料の免除制度	住民生活課	0538-85-6313

◇市町担当課（生活保護制度）

福祉事務所名等		担当課（係）	所在地	電話番号
静岡市	葵福祉事務所	生活支援課	静岡市葵区追手町 5-1	054-221-1082
	駿河福祉事務所	生活支援課	静岡市駿河区南八幡町 10-40	054-287-8654
	清水福祉事務所	生活支援課	静岡市清水区旭町 6-8	054-354-2107
浜松市	中区福祉事務所	生活福祉課	浜松市中区元城町 103-2	053-457-2056
	東区福祉事務所	社会福祉課	浜松市東区流通元町 20-3	053-424-0173
	西区福祉事務所	社会福祉課	浜松市西区雄踏 1-31-1	053-597-1118
	南区福祉事務所	社会福祉課	浜松市南区江之島町 600-1	053-425-1460
	北区福祉事務所	社会福祉課	浜松市北区細江町気賀 305	053-523-3111
	浜北区福祉事務所	社会福祉課	浜松市浜北区西美蘭 6	053-585-1147
	天竜区福祉事務所	社会福祉課	浜松市天竜区二俣町二俣 530-19	053-922-0018
沼津市福祉事務所		社会福祉課	沼津市御幸町 16-1	055-934-4822
熱海市福祉事務所		社会福祉課	熱海市中央町 1-1	0557-86-6345
三島市福祉事務所		福祉総務課	三島市北田町 4-47	055-983-2613
富士宮市福祉事務所		福祉総合相談課	富士宮市弓沢町 150	0544-22-1591
伊東市福祉事務所		社会福祉課	伊東市大原 2-1-1	0557-32-1534
島田市福祉事務所		福祉課	島田市中央町 1-1	0547-36-7158
富士市福祉事務所		福祉総務課	富士市永田町 1-100	0545-55-2758
磐田市福祉事務所		福祉課	磐田市国府台 57-7	0538-37-4797
焼津市福祉事務所		地域福祉課	焼津市本町 5-6-1	054-626-1127
掛川市福祉事務所		福祉課	掛川市長谷 1-1-1	0537-21-1140
藤枝市福祉事務所		自立支援課	藤枝市岡出山 1-11-1	054-643-3299
御殿場市福祉事務所		社会福祉課	御殿場市萩原 483	0550-82-4239
袋井市福祉事務所		しあわせ推進課	袋井市新屋 1-1-1	0538-44-3119
下田市福祉事務所		福祉事務所	下田市東本郷 1-5-18	0558-22-2216
裾野市福祉事務所		社会福祉課	裾野市佐野 1059	055-995-1819
湖西市福祉事務所		地域福祉課	湖西市吉美 3268	053-576-1295
伊豆市福祉事務所		社会福祉課	伊豆市小立野 38-2	0558-72-9862
御前崎市福祉事務所		福祉課	御前崎市池新田 5585	0537-85-1121
菊川市福祉事務所		福祉課	菊川市半済 1865	0537-37-1251
伊豆の国市福祉事務所		社会福祉課	伊豆の国市田京 299-6	0558-76-8006
牧之原市福祉事務所		社会福祉課	牧之原市静波 1024-3	0548-23-0070
賀茂健康福祉センター （東伊豆町、河津町、南伊豆町、 松崎町、西伊豆町）		生活保護課	下田市中 531-1	0558-24-2035
東部健康福祉センター （函南町、清水町、長泉町、小山町）		生活保護課	沼津市高島本町 1-3	055-920-2078
中部健康福祉センター （吉田町、川根本町、森町）		福祉課	藤枝市瀬戸新屋 362-1	054-644-9274

◇市町担当課（生活困窮者自立支援制度）

市名等	担当課	所在地	電話番号
静岡市	福祉総務課	静岡市葵区追手町 5-1	054-221-1370
浜松市	福祉総務課	浜松市中区元城町 103-2	053-457-2032
沼津市	社会福祉課	沼津市御幸町 16-1	055-934-4822
熱海市	社会福祉課	熱海市中央町 1-1	0557-86-6345
三島市	福祉総務課	三島市北田町 4-47	055-983-2613
富士宮市	福祉総合相談課	富士宮市弓沢町 150	0544-22-1591
伊東市	社会福祉課	伊東市大原 2-1-1	0557-32-1534
島田市	福祉課	島田市中央町 1-1	0547-36-7158
富士市	福祉総務課	富士市永田町 1-100	0545-55-2758
磐田市	福祉課	磐田市国府台 57-7	0538-37-4797
焼津市	地域福祉課	焼津市本町 5-6-1	054-626-1127
掛川市	福祉課	掛川市長谷 1-1-1	0537-21-1140
藤枝市	自立支援課	藤枝市岡出山 1-11-1	054-643-3161
御殿場市	社会福祉課	御殿場市萩原 483	0550-82-4239
袋井市	しあわせ推進課	袋井市新屋 1-1-1	0538-44-3119
下田市	福祉事務所	下田市東本郷 1-5-18	0558-22-2216
裾野市	社会福祉課	裾野市佐野 1059	055-995-1819
湖西市	地域福祉課	湖西市吉美 3268	053-576-1295
伊豆市	社会福祉課	伊豆市小立野 38-2	0558-72-9862
御前崎市	福祉課	御前崎市池新田 5585	0537-85-1121
菊川市生活困窮者自立相談支援センター		菊川市半済 1865	0537-35-3724
伊豆の国市	社会福祉課	伊豆の国市田京 299-6	0558-76-8006
牧之原市	社会福祉課	牧之原市静波 1024-3	0548-23-0070
賀茂健康福祉センター （東伊豆町、河津町、南伊豆町、 松崎町、西伊豆町）	生活保護課	下田市中 531-1	0558-24-2035
東部健康福祉センター （函南町、清水町、長泉町、小山町）	生活保護課	沼津市高島本町 1-3	055-920-2078
中部健康福祉センター （吉田町、川根本町、森町）	福祉課	藤枝市瀬戸新屋 362-1	054-644-9274

◇障害者のための相談窓口

市町	担当課及び相談支援事業者	電話番号
下田市	該当なし	
東伊豆町	該当なし	
河津町	保健福祉課	0558-34-1937
南伊豆町	障害者相談支援事業所オリブ	0558-43-3131
	南伊豆地域生活支援センターふれあい	0558-62-2911
	地域生活支援センターすまいる	0558-28-0106
松崎町	該当なし	
西伊豆町	該当なし	
熱海市	社会福祉課	0557-86-6334
伊東市	相談支援センターいぶき	0557-45-6013
	サポートセンターいとう	0557-32-5680
沼津市	該当なし	
三島市	障がい福祉課	055-983-2691
裾野市	相談支援事業所 うぐいす	055-993-1455
	裾野市相談支援事業所サポートセンターしゃきょう	055-992-5750
伊豆市	社会福祉課	0558-72-9863
伊豆の国市	サポートセンターゆめワーク	0558-75-5600
	サポートセンター絆	0558-77-1221
	伊豆医療福祉センター相談支援事業所サポートセンターみらいず	055-949-1165
	サポートセンターいずのくに	055-949-5818
	なのはな相談室	055-944-6172
函南町	相談支援事業所リベルテ	055-978-4187
	サーニープレイスかなみ	055-974-3811
清水町	柿田川作業所相談室	055-981-1632
長泉町	相談支援事業所ゆううん	055-941-6015
	サポートセンターなかせ長泉分室	090-6477-5680
御殿場市	該当なし	
小山町	住民福祉課	0550-76-6661
富士宮市	福祉総合相談課（地域包括支援センター）	0544-22-1591
富士市	障害福祉課	0545-55-2761
静岡市	葵福祉事務所障害者支援課	054-221-1099
	駿河福祉事務所障害者支援課	054-287-8690
	清水福祉事務所障害者支援課	054-354-2106
	清水福祉事務所蒲原出張所	054-385-7790
島田市	福祉課	0547-36-7154
	相談室 ころろ	0547-36-7270
	生活支援センターやまばと	0547-36-7270
焼津市	暁	054-620-9202

焼津市	生活支援センター わおん	054-624-3077
藤枝市	天竜厚生会アクシア藤枝	054-639-0325
牧之原市	社会福祉課	0548-23-0072
	生活支援センターやまばと	0548-23-0072
	生活支援センターつばさ	0548-53-2610
	相談室こころ	0548-22-5529
吉田町	社会福祉課	0548-33-2104
川根本町	相談室 こころ	0547-56-2224
浜松市	障害保健福祉課	053-457-2860
	中区役所社会福祉課	053-457-2057
	東区役所社会福祉課	053-424-0176
	西区役所社会福祉課	053-597-1159
	南区役所社会福祉課	053-425-1485
	北区役所社会福祉課	053-523-2898
	浜北区役所社会福祉課	053-585-1697
	天竜区役所社会福祉課	053-922-0024
磐田市	磐田市障害者相談支援センター	0538-84-6661
掛川市	福祉課	0537-21-1139
袋井市	しあわせ推進課	0538-44-3114
湖西市	相談支援事業所アマル	053-523-9090
御前崎市	福祉課	0537-85-1121
菊川市	福祉課	0537-37-1252
森町	保健福祉課	0538-85-1800

◇地域包括支援センター

市町名	包括名称	所在地	電話番号
下田市	下田市地域包括支援センター	下田市東本郷 1-5-18	0558-36-4146
東伊豆町	東伊豆町地域包括支援センター	賀茂郡東伊豆町稲取 3354	0557-95-1106
河津町	河津町地域包括支援センター	賀茂郡河津町田中 212-2	0558-34-1938
南伊豆町	南伊豆町地域包括支援センター	賀茂郡南伊豆町下賀茂 315-1	0558-62-6233
松崎町	松崎町地域包括支援センター	賀茂郡松崎町宮内 301-1	0558-42-3966
西伊豆町	地域包括支援センターにしいず	賀茂郡西伊豆町仁科 393	0558-52-3030
熱海市	熱海地区地域包括支援センター	熱海市銀座町 1-24	0557-86-0005
熱海市	南熱海地域包括支援センター	熱海市下多賀 817-2 遠藤マンション 103 号	0557-67-7600
熱海市	泉・伊豆山地域包括支援センター	熱海市伊豆山 717-1	0557-80-5566
伊東市	宇佐美地域包括支援センター	伊東市宇佐美 2405-2 介護老人保健施設のぞみ併設	0557-48-0640
伊東市	伊東地域包括支援センター	伊東市大原 1-7-12 伊東市社会福祉協議会内	0557-38-4165
伊東市	中央地域包括支援センター	伊東市大原 2-1-1	0557-52-3003
伊東市	小室地域包括支援センター	伊東市荻 772-1 特別養護老人ホーム奥野苑内	0557-38-8801
伊東市	対島地域包括支援センター	伊東市八幡野 1028-4 特別養護老人ホーム伊豆高原十字の園内	0557-55-2872
沼津市	はら地域包括支援センター	沼津市原 1200-3	055-969-4055
沼津市	あしたか地域包括支援センター	沼津市東椎路 1742-1	055-967-2988
沼津市	かなおか地域包括支援センター	沼津市西沢田 431-11	055-921-2022
沼津市	きせがわ地域包括支援センター	沼津市大岡 1155	055-954-0755
沼津市	千本地域包括支援センター	沼津市本字千本 1910-206	055-962-5932
沼津市	かぬき地域包括支援センター	沼津市下香貫猪沼 981-2	055-933-3671
沼津市	三浦地域包括支援センター	沼津市内浦重須 624	055-946-1702
沼津市	戸田地域包括支援センター	沼津市戸田 916-2	0558-97-5505
三島市	地域包括支援センター三島	三島市北田町 4-47	055-983-2689
三島市	三島市中郷地区地域包括支援センター	三島市梅名 578	055-984-3777
三島市	三島市北上地区地域包括支援センター	三島市佐野 1205-3	055-989-6500
三島市	三島市錦田地区地域包括支援センター	三島市谷田字藤久保 2276	055-975-2424
裾野市	裾野市地域包括支援センター	裾野市佐野 1466-1	055-995-1288
裾野市	裾野市北部地域包括支援センター	裾野市石脇 524-1	055-930-5800
伊豆市	伊豆市修善寺地区地域包括支援センター	伊豆市小立野 66-1	0558-99-9301
伊豆市	伊豆市土肥地区地域包括支援センター	伊豆市土肥 670-2	0558-98-3001
伊豆市	伊豆市天城湯ヶ島地区地域包括支援センター	伊豆市市山 550	0558-85-0570
伊豆市	伊豆市中伊豆地区地域包括支援センター	伊豆市八幡 500-1	0558-83-5488
伊豆の国市	伊豆の国市長岡地域包括支援センター	伊豆の国市北江間 45-1	055-946-0692

伊豆の国市	伊豆の国市葦山地域包括支援センター	伊豆の国市四日町 302-1	055-949-9213
伊豆の国市	伊豆の国市大仁地域包括支援センター	伊豆の国市白山堂 408-9	0558-76-7311
函南町	函南町地域包括支援センター	田方郡函南町平井 717-28	055-978-1700
清水町	清水町地域包括支援センター	駿東郡清水町堂庭 221-1	055-981-1675
長泉町	長泉町地域包括支援センター	駿東郡長泉町中土狩 828	055-989-5519
御殿場市	御殿場市地域包括支援センター御殿場十字の園	御殿場市御殿場 184-1	0550-84-5950
御殿場市	御殿場市地域包括支援センター菜の花	御殿場市萩原 988-1	0550-70-6804
御殿場市	御殿場市地域包括支援センターあすなろ	御殿場市杉名沢 131-1	0550-89-7929
御殿場市	御殿場市地域包括支援センター富岳	御殿場市神山 1925-1193	0550-87-6873
小山町	小山町地域包括支援センター平成の杜	駿東郡小山町小山 255-2	0550-76-9950
富士宮市	富士宮市地域包括支援センター	富士宮市弓沢町 150	0544-22-1591
富士市	富士市高齢者地域包括支援センター	富士市永田町 1-100	0545-55-2951
富士市	富士市東部地域包括支援センター	富士市増川新町 12-1	0545-39-1300
富士市	富士市吉原中部地域包括支援センター	富士市比奈 1481-2	0545-39-2700
富士市	富士市北部地域包括支援センター	富士市一色 218-10	0545-23-0303
富士市	富士市鷹岡地域包括支援センター	富士市久沢 475-1	0545-30-7062
富士市	富士市吉原西部地域包括支援センター	富士市国久保 1-11-36	0545-30-8324
富士市	富士市富士北部地域包括支援センター	富士市本市場新田 32-5	0545-66-0115
富士市	富士市富士南部地域包括支援センター	富士市横割本町 2-17	0545-65-8839
富士市	富士市富士川地域包括支援センター	富士市岩淵 137-1	0545-81-4820
静岡市	葵区城西地域包括支援センター	葵区北番町 17-5 (JAさくらの郷内1階)	054-273-1140
静岡市	葵区城東地域包括支援センター	葵区安東二丁目 13-1	054-295-9993
静岡市	葵区城東地域包括支援センター (井川相談窓口)	葵区井川 1133-2 (静岡市井川高齢者生活福祉センター内) ※窓口機能のみ	054-260-2227
静岡市	葵区麻機千代田地域包括支援センター	葵区竜南二丁目 1-38	054-292-6450
静岡市	葵区長尾川地域包括支援センター	葵区瀬名六丁目 18-5	054-265-9511
静岡市	葵区美和地域包括支援センター	葵区与左衛門新田 74-6 (楽寿の園内)	054-296-1100
静岡市	葵区賤機地域包括支援センター	葵区昭府二丁目 7-17	054-251-7772
静岡市	葵区服織地域包括支援センター	葵区羽鳥 6-4-3 (スニップビル1階)	054-277-2622
静岡市	葵区藁科地域包括支援センター	葵区富沢 1542-46 (ラポール駿河内)	054-270-1804
静岡市	駿河区小鹿豊田地域包括支援センター	駿河区小鹿 1-1-24 (小鹿苑内)	054-284-0284
静岡市	駿河区八幡山地域包括支援センター	駿河区有東二丁目 12-10	054-202-6677
静岡市	駿河区大谷久能地域包括支援センター	駿河区根古屋 289-1 (久能の里内)	054-236-0778
静岡市	駿河区大里中島地域包括支援センター	駿河区中野新田 349-1 (エン・フレンテ内)	054-280-4970
静岡市	駿河区大里高松地域包括支援センター	駿河区登呂五丁目 9-22	054-203-3385
静岡市	駿河区長田地域包括支援センター	駿河区みずほ二丁目 12-7	054-268-5080
静岡市	駿河区丸子地域包括支援センター	駿河区丸子二丁目 4-16	054-270-8720
静岡市	清水区港北地域包括支援センター	清水区本郷町 5-8 セブンスターマンション 1階	054-371-0296

静岡市	清水区興津川地域包括支援センター	清水区承元寺町 1341 (白扇閣内)	054-369-3482
静岡市	清水区両河内地域包括支援センター	清水区中河内 2717 (レジンス花内)	054-343-1515
静岡市	清水区港南地域包括支援センター	清水区万世町 1-1-30 (巴の園内)	054-355-0700
静岡市	清水区高部地域包括支援センター	清水区柏尾 387-2 (柏尾の里内)	054-347-5271
静岡市	清水区飯田庵原地域包括支援センター	清水区石川本町 5-7	054-364-6631
静岡市	清水区松原地域包括支援センター	清水区折戸五丁目 16-3	054-335-3382
静岡市	清水区有度地域包括支援センター	清水区長崎新田 296-5	054-344-7721
静岡市	清水区蒲原由比地域包括支援センター	清水区蒲原 721-4(白銀こやかセンター内)	054-385-5595
静岡市	清水区蒲原由比地域包括支援センター (由比相談窓口)	清水区由比北田 450 ※窓口機能のみ	054-376-0417
島田市	島田市第一・北中学校区地域包括支援センター	島田市中溝町 1714-1	0547-33-0882
島田市	島田市第二中学校区地域包括支援センター	島田市中河町 283-1	0547-34-3240
島田市	島田市六合中学校区地域包括支援センター	島田市道悦五丁目 13-3	0547-32-9699
島田市	島田市初倉中学校区地域包括支援センター	島田市阪本 1336-1	0547-30-0617
島田市	島田市金谷中学校区地域包括支援センター	島田市竹下 470-2	0547-45-5610
島田市	島田市川根中学校区地域包括支援センター	島田市川根町家山 4153-6	0547-58-0321
焼津市	焼津市北部地域包括支援センター	焼津市大覚寺 3-2-2	054-626-3219
焼津市	焼津市中部地域包括支援センター	焼津市西小川 5-6-2	054-626-8811
焼津市	焼津市南部地域包括支援センター	焼津市祢宜島 602-2	054-656-3322
焼津市	焼津市大井川地域包括支援センター	焼津市宗高 572-1	054-664-2700
藤枝市	藤枝市安心すこやかセンター開寿園	藤枝市中ノ合 252-1	054-638-2253
藤枝市	藤枝市安心すこやかセンター第2開寿園	藤枝市青南町 1-12-13	054-634-0232
藤枝市	藤枝市安心すこやかセンターふじトピア	藤枝市時ヶ谷 417-2	054-638-5259
藤枝市	藤枝市安心すこやかセンター社会福祉協議会	藤枝市瀬戸新屋 83-6	054-643-3526
藤枝市	藤枝市安心すこやかセンターグリーンヒルズ藤枝	藤枝市宮原 244-1	054-639-1212
藤枝市	藤枝市安心すこやかセンター愛華の郷	藤枝市大東町 58	054-634-1133
藤枝市	藤枝市安心すこやかセンター亀寿の郷	藤枝市岡部町内谷 1334-4	054-667-5001
牧之原市	牧之原市地域包括支援センターオリーブ	牧之原市静波 447-1	0548-22-8822
牧之原市	牧之原市地域包括支援センターさがら	牧之原市相良 275	0548-53-1900
吉田町	吉田町地域包括支援センター	榛原郡吉田町片岡 795-1	0548-33-2323
川根本町	川根本町地域包括支援センター	榛原郡川根本町上長尾 627	0547-56-2225
浜松市	地域包括支援センター元浜	浜松市中区元浜町 356	053-479-1215
浜松市	地域包括支援センター鴨江	浜松市中区鴨江三丁目 70-27	053-456-3362
浜松市	地域包括支援センター佐鳴台	浜松市中区佐鳴台三丁目 35-21	053-448-0201
浜松市	地域包括支援センター和合	浜松市中区和合町 555	053-475-5560
浜松市	地域包括支援センター板屋	浜松市中区板屋町 697	053-456-5600
浜松市	地域包括支援センター高丘	浜松市中区高丘西一丁目 17-23	053-420-6330
浜松市	地域包括支援センターありたま	浜松市東区有玉南町 1436	053-434-7899
浜松市	地域包括支援センターさぎの宮	浜松市東区小池町 38-1	053-432-5151
浜松市	地域包括支援センターあんま	浜松市東区安間町 55-8	053-423-2701

浜松市	地域包括支援センター大平台	浜松市西区大平台一丁目 34-30	053-485-2800
浜松市	地域包括支援センター和地	浜松市西区湖東町 994-1 103	053-486-6262
浜松市	地域包括支援センター雄踏	浜松市西区雄踏町宇布見 4080-4	053-597-0022
浜松市	地域包括支援センター新津	浜松市南区法枝町 248-3	053-444-3333
浜松市	地域包括支援センター芳川	浜松市南区石原町 739	053-426-1503
浜松市	地域包括支援センター三和	浜松市南区三和町 242-1	053-462-1011
浜松市	地域包括支援センター三方原	浜松市北区新都田五丁目 12-21	053-428-6333
浜松市	地域包括支援センター細江	浜松市北区引佐町井伊谷 2569	053-528-2288
浜松市	地域包括支援センター北浜	浜松市浜北区高藪 208-2	053-584-2733
浜松市	地域包括支援センターしんぱら	浜松市浜北区新原 4092-2	053-584-1090
浜松市	地域包括支援センター於呂	浜松市浜北区於呂 2519-2	053-588-5600
浜松市	地域包括支援センター天竜	浜松市天竜区二俣町二俣 2396-56	053-925-0034
浜松市	地域包括支援センター北遠中央	浜松市天竜区龍山町戸倉 711-2	053-969-0088
磐田市	磐田市北部地域包括支援センター	磐田市見付 2510-4	0538-36-4865
磐田市	磐田市中部地域包括支援センター	磐田市国府台 57-7	0538-37-1060
磐田市	磐田市竜洋地域包括支援センター	磐田市岡 729-1	0538-66-9221
磐田市	磐田市豊岡地域包括支援センター	磐田市下野部 48	0539-63-0500
磐田市	磐田市豊田地域包括支援センター	磐田市森岡 150	0538-36-1300
磐田市	磐田市福田地域包括支援センター	磐田市福田 400	0538-58-3242
磐田市	磐田市南部地域包括支援センター	磐田市上大之郷 51	0538-36-8900
掛川市	掛川市中部地域包括支援センター	掛川市杉谷南 1-1-30	0537-21-1338
掛川市	掛川市西部地域包括支援センター	掛川市下垂木 1270-2	0537-23-8669
掛川市	掛川市東部地域包括支援センター	掛川市藪ヶ谷 881-1	0537-61-5050
掛川市	掛川市南部大東地域包括支援センター	掛川市三俣 620	0537-72-6640
掛川市	掛川市南部大須賀地域包括支援センター	掛川市西大渕 100	0537-48-5370
袋井市	袋井北部地域包括支援センター	袋井市宇刈 850-1	0538-48-5335
袋井市	袋井中部地域包括支援センター	袋井市久能 2891	0538-43-0326
袋井市	袋井南部地域包括支援センター	袋井市新屋 1-2-1	0538-42-7939
袋井市	浅羽地域包括支援センター	袋井市浅羽 4140	0538-23-0780
湖西市	湖西市地域包括支援センター恵翔苑	湖西市新居町中之郷 3636-21	053-595-1114
湖西市	湖西市地域包括支援センター湖西白萩	湖西市太田 450-1	053-573-2050
湖西市	湖西市地域包括支援センター燦光	湖西市新居町新居 1800-1	053-594-7474
湖西市	湖西市地域包括支援センター光湖苑	湖西市新所岡崎梅田入会地 17-20	053-577-5455
御前崎市	御前崎市地域包括支援センター	御前崎市池新田 5585	0537-85-1167
菊川市	菊川市地域包括支援センター	菊川市半済 1865	0537-37-1120
森 町	森町地域包括支援センター	周智郡森町森 50-1	0538-85-6341

◇認知症疾患医療センター

認知症疾患医療センター	所在地	電話番号	相談受付時間
NTT 東日本伊豆病院	函南町平井 750	055-978-2558	平日 8:30~17:00 ※土日・祝日・年末年始除く
公益財団法人復康会 鷹岡病院	富士市天間 1585	090-8552-9503	平日 9:00~16:00 ※土日・祝日・年末年始除く
独立行政法人国立病院機構 静岡てんかん・ 神経医療センター	静岡市葵区漆山 886	054-246-4608	平日 9:00~17:00 ※土日・祝日・年末年始除く
医療法人社団 リラ 溝口病院	静岡市葵区長沼 647	054-261-4165	平日 9:00~17:00 ※土日・祝日・年末年始除く
中東遠総合医療センター	掛川市菖蒲ヶ池 1-1	0537-21-5555	平日 8:30~17:00 ※土日・祝日・年末年始除く
社会福祉法人聖隷福祉事業団 聖隷三方原病院	浜松市北区 三方原町 3453	053-439-0006	平日 9:00~17:00 ※土日・祝日・年末年始除く

◇年金事務所

事務所	所在地	電話番号	管轄区域
三島	三島市寿町 9-44	055-973-1166	下田市、熱海市、伊東市、三島市、 伊豆市、伊豆の国市、賀茂郡、田方 郡
沼津	沼津市日の出町 1-40	055-921-2201	沼津市、裾野市、御殿場市、駿東郡
富士	富士市横割 3-5-33	0545-61-1900	富士市、富士宮市
清水	静岡市清水区巴町 4-1	054-353-2233	静岡市のうち清水区
静岡	静岡市駿河区中田 2-7-5	054-203-3707	静岡市のうち葵区、駿河区
島田	島田市柳町 1-1	0547-36-2211	島田市、焼津市、藤枝市、 牧之原市、榛原郡
掛川	掛川市久保 1-19-8	0537-21-5524	掛川市、袋井市 御前崎市、菊川市、周智郡
浜松東	浜松市東区天龍川町 188	053-421-0192	浜松市のうち東区、南区、浜北区、 天竜区、磐田市
浜松西	浜松市中区高町 302-1	053-456-8511	浜松市のうち中区、西区、北区、湖 西市

◇税務署

事務所	所在地	電話番号	管轄区域
下田	下田市 6-3-26	0558-22-0185	下田市、賀茂郡
三島	三島市文教町 1-4-33	055-987-6711	三島市、伊豆市、伊豆の国市、田方 郡
熱海	熱海市上宿町 14-15	0557-81-3515	熱海市、伊東市

沼津	沼津市米山町 3-30	055-922-1560	沼津市、裾野市、御殿場市、駿東郡
富士	富士市本市場 297-1	0545-61-2460	富士市、富士宮市
清水	静岡市清水区江尻東 1-5-1	054-366-4161	静岡市のうち清水区
静岡	静岡市葵区追手町 10-88	054-252-8111	静岡市のうち葵区、駿河区
藤枝	藤枝市青木 2-36-17	054-641-0680	焼津市、藤枝市
島田	島田市扇町 2-2	0547-37-3121	島田市、牧之原市、榛原郡
掛川	掛川市緑ヶ丘 2-11-4	0537-22-5141	掛川市、御前崎市、菊川市
磐田	磐田市中泉 112-4	0538-32-6111	磐田市、袋井市、周智郡
浜松東	浜松市中区砂山町 216-6	053-458-1111	浜松市のうち東区、南区、天竜区、 浜北区
浜松西	浜松市中区中央 1-12-4 浜松合同庁舎	053-555-7111	浜松市のうち中区、西区、北区、 湖西市

◇ハローワーク（公共職業安定所）

事務所	所在地	電話番号	管轄区域
下田	下田市 4-5-26	0558-22-0288	下田市、賀茂郡
三島	三島市文教町 1-3-112 三島労働総合庁舎 1 階	055-980-1300	熱海市、三島市、伊豆市、 伊豆の国市、田方郡
伊東	伊東市大原 1-5-15	0557-37-2605	伊東市
沼津	沼津市市場町 9-1 沼津合同庁舎 1 階	055-931-0145	沼津市、裾野市、駿東郡のうち 清水町、長泉町
御殿場	御殿場市かまど字水道 1111	0550-82-0540	御殿場市、駿東郡のうち小山町
富士	富士市南町 1-4	0545-51-2151	富士市
富士宮	富士宮市神田川町 14-3	0544-26-3128	富士宮市
清水	静岡市清水区松原町 2-15 清水合同庁舎 1 階	054-351-8609	静岡市のうち清水区
静岡	静岡市駿河区西島 235-1	054-238-8609	静岡市のうち葵区、駿河区
焼津	焼津市駅北 1-6-22	054-628-5155	焼津市、藤枝市
島田	島田市本通 1-4677-4 島田労働総合庁舎 1 階	0547-36-8609	島田市 榛原郡のうち川根本町
榛原	牧之原市細江 4138-1	0548-22-0148	牧之原市 榛原郡のうち吉田町
掛川	掛川市金城 71	0537-22-4185	掛川市、御前崎市、菊川市
磐田	磐田市見付 3599-6 磐田地方合同庁舎 1 階	0538-32-6181	磐田市、袋井市、周智郡
浜松	浜松市中区浅田町 50-2	053-541-8609	浜松市のうち中区、東区、 西区、南区、湖西市
細江	浜松市北区細江町広岡 312-3	053-522-0165	浜松市のうち北区
浜北	浜松市浜北区沼 269-1	053-584-2233	浜松市のうち天竜区、浜北区

◇地域障害者職業センター

名称	所在地	電話番号
静岡障害者職業センター	静岡市葵区黒金町 59-6 大同生命静岡ビル 7 階	054-652-3322

◇障害者就業・生活支援センター

圏域	名称	所在地	電話番号	管轄区域
賀茂	「わ」	下田市東本郷 1-7-21	0558-22-5715	下田市、賀茂郡
熱海 伊東	「おおむろ」	伊東市八幡野 1259-21	0557-53-5501	熱海市、伊東市
駿東 田方	「ひまわり」	沼津市宮本 5-2	055-923-7981	沼津市、三島市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、駿東郡、御殿場市
富士	「チャレンジ」	富士市比奈 1481-2	0545-39-2702	富士宮市、富士市
静岡	「さつき」	静岡市葵区慈悲尾 180	054-277-3019	静岡市
志太 榛原	「ぱれっと」	藤枝市青葉町 2-11-1	054-631-7272	島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、榛原郡
中東遠	「ラック」	袋井市泉町 2-10-13	0538-43-0826	磐田市、掛川市、袋井市、御前崎市、周智郡
西部	「だんだん」	浜松市北区三幸町 201-4	053-482-7227	浜松市、湖西市

◇社会福祉協議会

名 称	所在地	電話番号
静岡県社会福祉協議会	静岡市葵区駿府町 1-70	054-254-5237
下田市社会福祉協議会	下田市 4-1-1	0558-22-3294
東伊豆町社会福祉協議会	賀茂郡東伊豆町白田 306	0557-22-1294
河津町社会福祉協議会	賀茂郡河津町田中 212-2	0558-34-1286
南伊豆町社会福祉協議会	賀茂郡南伊豆町加納 590-1	0558-62-3156
松崎町社会福祉協議会	賀茂郡松崎町宮内 272-2	0558-42-2719
西伊豆町社会福祉協議会	賀茂郡西伊豆町宇久須 258-4	0558-55-1313
熱海市社会福祉協議会	熱海市中央町 1-26	0557-86-6339
伊東市社会福祉協議会	伊東市大原 1-7-12	0557-36-5512
沼津市社会福祉協議会	沼津市日の出町 1-15	055-922-1500
三島市社会福祉協議会	三島市南本町 20-30	055-972-3221
裾野市社会福祉協議会	裾野市石脇 524-1	055-992-5750
伊豆市社会福祉協議会	伊豆市八幡 33-1	0558-83-3013
伊豆の国市社会福祉協議会	伊豆の国市四日町 302-1	055-949-5818
函南町社会福祉協議会	田方郡函南町平井 717-28	055-978-9288
清水町社会福祉協議会	駿東郡清水町堂庭 221-1	055-981-1665
長泉町社会福祉協議会	駿東郡長泉町下土狩 967-2	055-988-3920
御殿場市社会福祉協議会	御殿場市萩原 988-1	0550-70-6801
小山町社会福祉協議会	駿東郡小山町小山 75-7	0550-76-9906
富士宮市社会福祉協議会	富士宮市宮原 7-1	0544-22-0054
富士市社会福祉協議会	富士市本市場 432-1	0545-64-6600
静岡市社会福祉協議会	静岡市葵区城内町 1-1	054-254-5213
島田市社会福祉協議会	島田市中央町 5-1	0547-35-6244
焼津市社会福祉協議会	焼津市大覚寺 3-2-2	054-621-2941
藤枝市社会福祉協議会	藤枝市岡部町内谷 1400-1	054-667-2940
牧之原市社会福祉協議会	牧之原市須々木 140	0548-52-3500
吉田町社会福祉協議会	榛原郡吉田町片岡 795-1	0548-34-1800
川根本町社会福祉協議会	榛原郡川根本町上岸 90	0547-59-2315
浜松市社会福祉協議会	浜松市中区成子町 140-8	053-453-0580
磐田市社会福祉協議会	磐田市国府台 57-7	0538-37-4824
掛川市社会福祉協議会	掛川市掛川 910-1	0537-22-1294
袋井市社会福祉協議会	袋井市久能 2515-1	0538-42-7914
湖西市社会福祉協議会	湖西市古見 1044	053-575-0294
御前崎市社会福祉協議会	御前崎市白羽 5402-10	0548-63-5294
菊川市社会福祉協議会	菊川市半済 1865	0537-35-3724
森町社会福祉協議会	周智郡森町森 50-1	0538-85-5769

◇警察署・運転免許センター

事務所	所在地	電話番号	管轄区域
下田警察署	下田市東中 7-8	0558-27-0110	下田市、賀茂郡
熱海警察署	熱海市福道町 3-19	0557-85-0110	熱海市
伊東警察署	伊東市竹の台 2-26	0557-38-0110	伊東市
沼津警察署	沼津市平町 19-11	055-952-0110	沼津市、清水町
三島警察署	三島市谷田 194-1	055-981-0110	三島市、函南町
裾野警察署	裾野市平松 620-1	055-995-0110	裾野市、長泉町
大仁警察署	伊豆の国市大仁 680-1	0558-76-0110	伊豆市、伊豆の国市
富士警察署	富士市八代町 3-55	0545-51-0110	富士市
富士宮警察署	富士宮市城北町 160	0544-23-0110	富士宮市
御殿場警察署	御殿場市北久原 439-2	0550-84-0110	御殿場市、小山町
清水警察署	静岡市清水区天王南 1-35	054-366-0110	静岡市清水区
静岡中央警察署	静岡市葵区追手町 6-1	054-250-0110	静岡市葵区
静岡南警察署	静岡市駿河区富士見台 1-5-10	054-288-0110	静岡市駿河区
焼津警察署	焼津市道原 723	054-624-0110	焼津市
藤枝警察署	藤枝市緑町 1-3-5	054-641-0110	藤枝市
島田警察署	島田市向谷元町 1212	0547-37-0110	島田市、川根本町
牧之原警察署	牧之原市細江 2737	0548-22-0110	牧之原市、吉田町
菊川警察署	菊川市加茂 2550	0537-36-0110	菊川市、御前崎市
掛川警察署	掛川市宮脇 1-1-1	0537-22-0110	掛川市
袋井警察署	袋井市新屋 2-4-5	0538-41-0110	袋井市、森町
磐田警察署	磐田市一言 2533-4	0538-37-0110	磐田市
浜松中央警察署	浜松市中区住吉 5-28-1	053-475-0110	浜松市のうち 中区(江東地区除く)、西区
浜松東警察署	浜松市中区相生町 14-10	053-460-0110	浜松市のうち 中区(江東地区)、東区、南区
天竜警察署	浜松市天竜区二俣町阿蔵8-3	053-926-0110	浜松市のうち天竜区
浜北警察署	浜松市浜北区小松 3218	053-585-0110	浜松市のうち浜北区
細江警察署	浜松市北区細江町気賀 4640	053-522-0110	浜松市のうち北区
湖西警察署	湖西市新居町新居 3380-268	053-593-0110	湖西市
東部運転免許センター	沼津市足高字尾上 241-10	055-921-2000	最寄りの運転免許センター
中部運転免許センター	静岡市葵区与一 6-16-1	054-272-2221	
西部運転免許センター	浜松市浜北区小松 3220	053-587-2000	

◇静岡県担当課

所属	所在地	連絡先	業務
健康福祉部地域福祉課	静岡市葵区追手町 9-6	054-221-2052 054-221-2844	地域福祉活動に関すること 静岡県ゆずりあい駐車場制度に関すること
健康福祉部長寿政策課	静岡市葵区追手町 9-6	054-221-3250 054-221-2442 054-221-2442	ふじのくに型福祉サービス全般に関すること 認知症施策に関すること 地域包括支援センターの「相談」に関すること
賀茂健康福祉センター	下田市中 531-1	0558-24-2055	静岡県ゆずりあい 駐車場制度に関すること ※各健康福祉センターの 連絡先は福祉課
熱海健康福祉センター	熱海市水口町 13-15	0557-82-9120	
東部健康福祉センター	沼津市高島本町 1-3	055-920-2080	
御殿場健康福祉センター	御殿場市竈 1113	0550-82-1222	
富士健康福祉センター	富士市本市場 441-1	0545-65-2647	
中部健康福祉センター	藤枝市瀬戸新屋 362-1	054-644-9276	
西部健康福祉センター	磐田市見付 3599-4	0538-37-2251	

◇その他の相談窓口

(1) 若年性認知症について相談したいとき

名称	電話番号（無料）	相談日時
若年性認知症コールセンター	0800-100-2707	月～土曜日（10時～15時） ※年末年始・祝日除く

(2) 介護全般について相談したいとき

名称	電話番号（無料）	相談日時
公益社団法人 認知症の人と家族の会	0120-294-456	月～金曜日（10時～15時） ※年末年始・土日祝日除く

(3) 関係機関ホームページ

名称・URL	内容
若年性認知症コールセンター http://y-ninchisyotel.net/	認知症介護研究・研修大府センターが開設しているホームページで、若年性認知症のことや各種支援に役立つ情報が得られます。
認知症介護情報ネットワーク(DCnet) http://www.dcnet.gr.jp/	認知症介護研究・研修センターが運営するホームページで、認知症介護に関する様々な知識が得られます。
WAM NET (ワムネット) http://www.wam.go.jp/	介護保険サービスを提供する事業者などを検索できます。
e-65.net (イーローゴ・ネット) http://www.e-65.net/	認知症に関する基礎知識や情報が得られます。
「認知症の語り」ウェブページ http://www.dipex-org/dementia/	認定 NPO 法人健康と病いの語り ディペックス・ジャパンのホームページで、認知症等の体験談を動画や音声で視聴できます。

※掲載している情報は、平成 28 年 3 月現在の情報になります。
今後、制度改正等に伴い、各種情報の変更が予定されますので、御注意ください。

ふじのくに 若年性認知症支援ガイドブック
平成 28 年 3 月発行
静岡県健康福祉部福祉長寿局長寿政策課
〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
TEL : 054-221-2442 FAX : 054-221-2142
E-mail : chouju@pref.shizuoka.lg.jp

いのち輝き、笑顔あふれる社会を。



生きがいと健康づくり
イメージキャラクター
「ちゃっぴー」

発行／静岡県健康福祉部

富国有徳の理想郷 — しずおか ふじのくに